

経営事項審査申請の 手引き

令和5年5月

京 都 府

目 次

1 経営事項審査とは

- (1) 経営事項審査とは 1
- (2) 申請の時期 1
- (3) 法令遵守 2
- (4) その他 4

2 申請手続の概要

- (1) 申請の種類 5
- (2) 申請方法 5
- (3) 申請先 6
- (4) 受付期間 7
- (5) 申請手数料・申請書類等様式の入手 8
- (6) 申請手数料貼り付け書 9
- (7) 申請に係る本人確認と訂正権限 10
- (8) 申請に係る提出・提示書類、提出部数 11

3 申請書の作成

- (1) 経営規模等評価申請書 14
- (2) 工事種類別（元請）完成工事高 20
- (3) その他審査項目（社会性等） 32
- (4) 技術職員名簿 51

4 参 考

- (1) 総合評定値の算出方法 57
- (2) コード表 68
- (3) その他書式 73
- (4) 申請書提出先（問い合わせ先） 75

1 経営事項審査とは

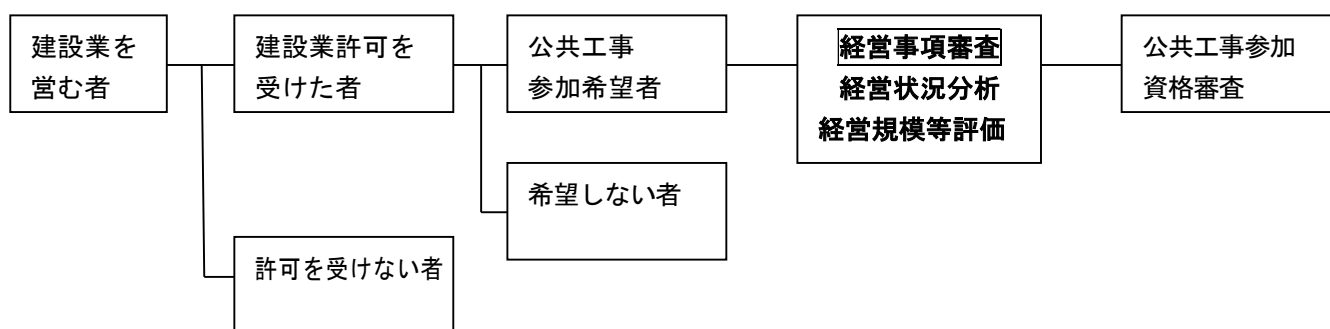
(1) 経営事項審査とは

国、地方公共団体等の発注者から公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならないこととなっています（建設業法第27条の23第1項）。

この審査が「経営事項審査」であり、大きく2つの事項について、数値による評価をすることにより行われます。

経営事項審査	審査事項		分析・評価機関
	1	経営状況分析	経営状況
2	経営規模等評価	経営規模、技術的能力その他「1 経営状況」以外の客観的事項	国土交通大臣 又は都道府県知事

【建設業者と経営事項審査の関係】



(2) 申請の時期

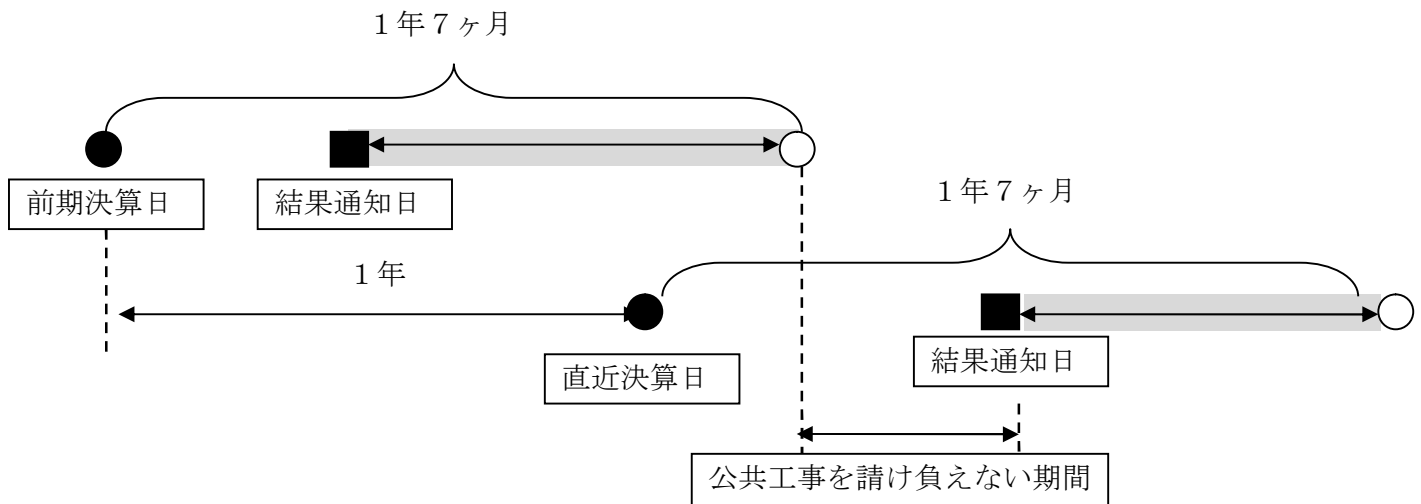
ア 発注者と請負契約を締結できるのは、経営事項審査の審査基準日（決算日）から1年7ヶ月の間に限られています（建設業法施行規則第18条の2）。

ただし、経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書。以下「結果通知書」という。）を受け取ってからでないと契約締結はできません。したがって、決算期が到来し、決算の確定後速やかに経営事項審査の申請をしないと、その分だけ結果通知書を受け取る時期が遅くなり、結果通知書を使うことができる期間が短くなってしまいます。

イ また、直近の決算に基づく経営事項審査の結果通知書を、前期の決算に基づく結果通知書の有効期限内、つまり直近の決算日から7ヶ月以内に受け取る必要があります。

申請の遅れにより直近の決算に基づく結果通知書を受け取るのが遅れると、公共工事を請け負うことができない期間が生じますので注意してください。

※ 結果通知が使える期間（公共工事を請け負える期間： 部分）



ウ 以上のことから、決算終了後、速やかに以下の手続きを行ってください。

経営状況分析申請	決算終了後4ヶ月以内の早い時期に、各京都府土木事務所に決算変更届を提出するとともに、登録分析機関に経営状況分析申請をしてください。分析結果通知書発行までの期間は、各登録分析機関に御確認ください。
経営規模等評価申請 (総合評定値請求)	経営状況分析結果通知書が届き次第、早めに各京都府土木事務所に申請してください(遅くとも決算日から6ヶ月以内)。

※審査基準日…経営事項審査の申請(登録機関への経営状況分析申請を含む)をする日の直前の事業年度終了日

エ 各京都府土木事務所への申請から結果通知書の交付まで3～4週間程度かかります。

発注者である地方自治体等の定める提出期限を考慮し、時間的に余裕を持った申請をしてください。

(3) 法令遵守

ア 京都府では、公正な競争と工事の品質確保、さらには本府内建設業の健全な発展に寄与することを目的に、経営事項審査における審査の厳格化を目指しています。

例えば、完成工事高の水増しや常勤していない技術職員を記載するなどの虚偽申請を防止するために

- 申請時に
 - ・ 工事請負契約書、消費税の確定申告書及び納税証明書での完成工事高の確認
 - ・ 社会保険、雇用保険関係書類、源泉徴収簿等での技術職員の在籍確認
- 申請後に
 - ・ データベース構築による技術職員名簿記載の技術者の重複チェック
 - ・ (必要に応じ) 建設業法第31条に定める立入検査を行っています。

イ 経営事項審査申請書及び決算変更届の提出の際は、添付書類等も含めて記載事項が事実と相違ないか、今一度確認してください。

ウ 提出された書類に虚偽の記載等があった場合には、建設業法上の監督処分を行うこととなり、悪質な場合には告発を行うこともあります。

建設業法（抜粋）

第8条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか・

・に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

(略)

八 この法律・・・・に違反したことにより、・・・罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(略)

十二 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者・・・・のあるもの

十三 個人で政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者・・・・のあるもの

(略)

(経営状況分析)

第27条の24 前条第2項第1号に掲げる事項の分析（以下「経営状況分析」という。）については、第27条の31及び第27条の32において準用する第26条の5の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録経営状況分析機関」という。）が行うものとする。

2 経営状況分析の申請は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を登録経営状況分析機関に提出してしなければならない。

3 前項の申請書には、経営状況分析に必要な事実を証する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4 登録経営状況分析機関は、経営状況分析のため必要があると認めるときは、経営状況分析の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

(略)

(経営規模等評価)

第27条の26 第27条の23第2項第2号に掲げる事項の評価（以下「経営規模等評価」という。）については、国土交通大臣又は都道府県知事が行うものとする。

2 経営規模等評価の申請は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を建設業の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

3 前項の申請書には、経営規模等評価に必要な事実を証する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価のため必要があると認めるときは、経営規模等評価の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

(略)

(指示及び営業の停止)

第28条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定・・・・に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。

(略)

二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

(略)

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項・・・の規定による指示に従わないとき・・・は、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(略)

(許可の取消し)

第29条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

(略)

二 第8条第一号又は第七号から第十四号まで（第17条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至った場合

(略)

六 前条第1項各号のいずれかに該当し情状特に重い場合又は同条第3項若しくは第5項の規定による営業の停止の処分に違反した場合

(略)

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(略)

四 第27条の24第2項若しくは第27条の26第2項の申請書又は第27条の24第3項若しくは第27条の26第3項の書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

(略)

四 第27条の24第4項又は第27条の26第4項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

(略)

第53条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(略)

二 第50条又は前条 各本条の罰金刑

エ なお、申請者が検査に積極的に応じない等により、申請時点で有効であった結果通知書の有効期間が経過してしまった場合には、建設業法上、公共工事の入札等への参加や契約を行うことはできなくなりますので、注意してください。

(4) その他

経営事項審査の審査結果は、公共工事入札参加希望者選定手続きの透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、(一財)建設業情報管理センターのホームページで公開されています。

→(一財)建設業情報管理センターのホームページ : <http://www.ciic.or.jp/>

2 申請手続の概要

以下は、京都府知事許可業者の方の申請の場合について、その手続の概要を示すものです。
国土交通大臣許可業者については、令和2年4月から、申請窓口が京都府の各土木事務所から国土交通省近畿地方整備局に変更となりました。申請書等の提出書類・部数等を含め、詳細については国土交通省近畿地方整備局建設産業第一課（06-6942-1141（代））にお問い合わせください。

(1) 申請の種類

次の2種類の申請を行うことによって、申請者の総合評定値が通知されます。

- ア 経営状況分析申請
- イ 経営規模等評価申請（総合評定値請求）

(2) 申請方法

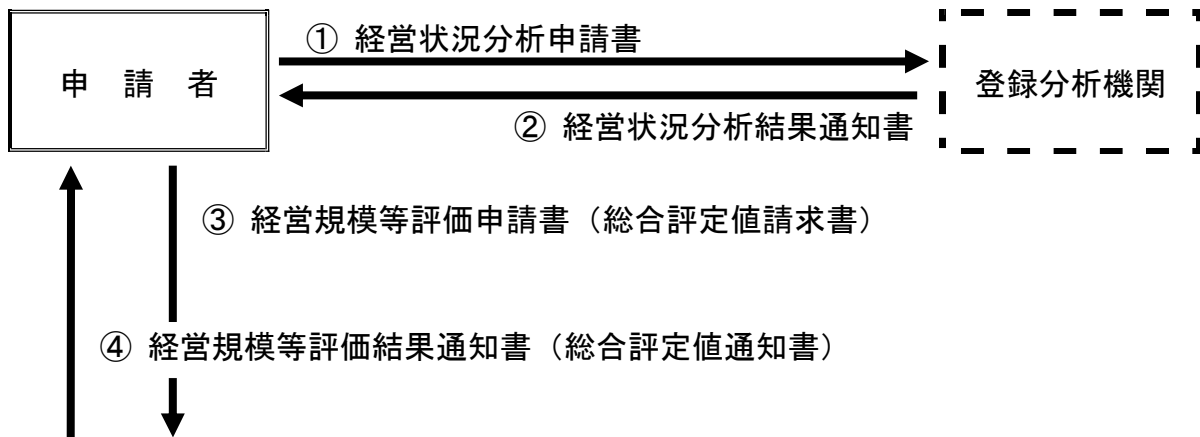
- ア 経営状況分析申請
 - … 登録分析機関に申請します。（詳細は各登録分析機関にお問い合わせください。）

- イ 経営規模等評価（総合評定値請求）
 - … 経営事項審査申請書に、アの申請後、登録分析機関から送られてくる「経営状況分析結果通知書」を添付して、府内各土木事務所の窓口を持参して申請します。申請時の提示書類等については該当のページを参照してください。

ウ 経営規模等評価申請（総合評定値請求）の電子申請について

- … 令和5年4月1日から、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）を利用して、電子申請が可能です。
JCIPの詳細等については、京都府HP（<https://www.pref.kyoto.jp/kensetugyo/kensetugyousintyaku/news/kyokakeishinjcip0330.html>）を御確認ください。
なお、従来どおり、書面申請を行うこともできます。

《 手続きの流れ 》



府土木事務所

【 注 意 事 項 】

- ※ 1 土木事務所への申請は、通常持参申請のみの取扱いですが、現在（令和5年4月時点）、予約制等、取扱いを一部変更しております。
- ※ 2 「経営状況分析申請」と「経営規模等評価申請」は独立した手続きであり、それぞれ任意の時期に申請可能ですが、上記「手続きの流れ」に従って申請しなければ、総合評定値を通知することができません。ほとんどの発注者は総合評定値を基礎に格付けを行っていますので、留意してください。
- ※ 3 申請書は正確に記入してください。受付後の内容の訂正は原則として受付ません。
- ※ 4 電子申請の場合、受付前審査を京都府指導検査課にて、その後の審査を各土木事務所にて行います。

(3) 申請先

ア 経営状況分析申請

登録分析機関 一覧

※ 登録分析機関に関する問い合わせ先：国土交通省土地・建設産業局建設業課経営指導係 03-5253-8111（内 24734）

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
000001	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区築地2-11-24	03-5565-6131
000002	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2丁目2-37	096-278-8330
000004	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
000005	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
000007	(有)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
000008	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
000009	(株)経営状況分析センター	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588
000010	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
000011	(株)NK B	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
000022	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

イ 経営規模等評価申請（総合評定値請求）

申請者の事務所所在地を所管する本府土木事務所

申請先 (問い合わせ先)	京都府土木事務所	管轄市町村	電話
	京都土木事務所	京都市（京都市西京区大枝・大原野を除く）	075-701-0169
	乙訓土木事務所 (乙訓総合庁舎)	向日市、長岡京市、大山崎町、京都市西京区 (大枝・大原野)	075-931-2156
	山城北土木事務所 (田辺総合庁舎)	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	0774-62-0223
	山城南土木事務所 (木津総合庁舎)	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	0774-72-1152
	南丹土木事務所 (園部総合庁舎)	亀岡市、南丹市、京丹波町	0771-62-1527
	中丹東土木事務所 (綾部総合庁舎)	舞鶴市、綾部市	0773-42-1020
	中丹西土木事務所 (福知山総合庁舎)	福知山市	0773-22-5115
	丹後土木事務所 (宮津総合庁舎)	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	0772-22-3244

(4) 受付期間

ア 経営状況分析申請 … 各登録分析機関にお問い合わせください。

イ 経営規模等評価申請（総合評定値請求）…各土木事務所の受付日等は次のとおりです。

事務所名	受付曜日	受付時間	備考
京都	月、火、木、金	9:00~11:30、13:00~16:00	予約制
乙訓	水	13:30~16:00	予約制
山城北	火	9:00~11:30、13:00~16:00	予約制
山城南	木	13:00~16:00	予約制
南丹	金	9:00~11:30、13:00~16:00	
中丹東	水	9:00~11:00、13:00~16:00	予約制
中丹西	火	13:00~16:00	予約制
丹後	火	13:00~16:00	予約制

今後も、取扱い（受付日時及び受付方法等）を変更する場合がありますので、適宜、京都府ホームページを御確認ください。

なお、ゴールデンウィーク、夏期盆期間及び年末年始等についても、受付を休止する場合がありますので、御注意ください。

※ ただし、建設業法により、「国、地方公共団体等の発注者と直接、公共工事の請負契約を締結するためには、契約締結日前1年7ヶ月以内の日を審査基準日として経営事項審査を受けていなければならない」となっていますので、決算終了後、速やかに手続きを行ってください。

(5) 申請手数料・申請書類等様式の入手

ア 申請手数料

手数料の額は京都府手数料徴収条例施行規則等により以下のように定められており、申請時に納付が必要です。

申請の種類	経営規模等評価申請（総合評定値請求）	経営状況分析申請
納付先	京都府の管轄土木事務所	登録機関
金額	<p>○ 経営規模等評価申請と総合評定値請求を同時に行う場合 → 8,500円 + (2,500円 × 申請業種数)</p> <p>※ 経営規模等評価申請のみ行う場合 → 8,100円 + (2,300円 × 申請業種数)</p> <p>※ 総合評定値請求のみ行う場合（ただし、経営規模等評価申請を経ずに請求することはできません。） → 400円 + (200円 × 請求業種数)</p>	各登録機関にお問い合わせください。
納付方法	<p>以下の納付方法から、選択してください。</p> <p>○ 窓口納付（納付済証）</p> <p>○ Web事前登録コンビニ納付（※4）</p>	

【注意事項】

- ※1 ほとんどの発注者は総合評定値を基礎に格付けを行っています。特別の事情がない限り、経営規模等評価申請時に併せて総合評定値請求を行ってください。
- ※2 納付済証に割印はしないでください。
- ※3 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）を受領した後に、業種追加したため、同一審査基準日で再度申請を行う場合は、8,500円 + (2,500円 × 追加申請業種数) となります。
- ※4 Web事前登録コンビニ納付の詳細については、京都府HP (<https://www.pref.kyoto.jp/kensetugyo/kensetugyousintyaku/news/kyokakeishin0330.html>) を御確認ください。

イ 申請書類等様式の入手

京都府のホームページからダウンロードできます。
印刷できる環境がない場合は、個別に御相談ください。

→ 京都府HPトップページ > インフラ > 公共事業・一般 > 建設業法（建設業許可・経営事項審査）等
> 経営事項審査申請について

(6) 申請手数料貼り付け書

申請手数料（納付済証）貼り付け書

申請者名
申請書用番号(※) C
※Web事前登録コンビニ納付の場合のみ
申請手数料（納付済証）貼り付け欄
（納付済証は消印してはならない。）

【参考】

○納付方法について

- 窓口納付(納付済証)
- Web事前登録コンビニ納付

※上記いずれかの納付方法を選択してください。

※web事前登録コンビニ納付の詳細については、京都府HPより御確認ください。

○申請手数料について

申請業種数	経営規模等評価申請及び総合評価値請求	経営規模等評価申請のみ	総合評価値請求のみ
1	11,000円	10,400円	600円
2	13,500円	12,700円	800円
3	16,000円	15,000円	1,000円
4	18,500円	17,300円	1,200円
5	21,000円	19,600円	1,400円
6	23,500円	21,900円	1,600円
7	26,000円	24,200円	1,800円
8	28,500円	26,500円	2,000円
9	31,000円	28,800円	2,200円
10	33,500円 ※1	31,100円 ※2	2,400円 ※3

※1：以下1業種増すごとに2,500円加算
※2：以下1業種増すごとに2,300円加算
※3：以下1業種増すごとに200円加算

(7) 本人確認と訂正権限 (令和4年10月1日施行)

申請様式への押印廃止、なりすまし申請防止及び法令遵守の観点から、申請の際に、来所者の本人確認を実施します（本人確認できない場合は、申請書の受付はできません）。また、本人確認の実施に併せ、窓口における申請書等の訂正権限についても、以下のとおり整理いたしました。原則、本人又は代理人以外の方は、窓口・審査会場での訂正ができませんので御注意ください。

	来所者	本人確認資料(原本)	窓口での訂正	
1	申請人	代表者	①(下記参照)	認める
2		従業員・家族	①+②(下記参照)	認める
3	行政書士	代理人	行政書士証票+委任状	認める
4		代行者	行政書士証票(+委任状)	認めない
5	行政書士 補助者	代理申請 の場合	行政書士補助者証 +行政書士への委任状	認めない
6		代行申請 の場合	行政書士補助者証 (+行政書士への委任状)	認めない
7	その他	代行者	①(下記参照)	認めない

- ① 来所者の本人確認ができるものとして、次のいずれか
運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、特別永住証明書、在留カード、
公的機関が発行した免許証及び資格者証（顔写真あり）
- ② 申請者と来所者の関係性が確認できるものとして、次のいずれか
社員証、健康保険証（所属が確認できるもの）、名刺（左記2つがない場合のみ）

- ※1 本人確認書類は、申請等の時点で有効なものの原本を御提示ください。
- ※2 本人確認できない場合は、申請等の受付はできません。
- ※3 本人及び代理人は、窓口での訂正を認めています。ただし、本人以外の第三者が作成した文書（例：実務経験証明書など）については訂正できません。
- ※4 代行者・使者であっても、軽微かつ明白な不備である場合には、例外的に窓口での訂正を認めています。
- ※5 紙申請時における上記取扱いについては、引き続き、原本提示を求めます。

「行政書士」以外の者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを業とすることは、行政書士法で禁じられています。（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金。ただし、他の法律に特段の定めがある場合を除く。）

(8) 申請に係る提出・提示書類、提出部数 (経営状況分析申請は各登録分析機関にお問い合わせください。)

- ① 経営規模等評価申請(総合評定値請求)…**正本1部・副本2部(府提出分及び申請者控え分)**を提出してください。
- ② **正本1部には1～11のすべてを、副本1部(府提出分)には1～5を、副本1部(申請者控え分)には1～9**を下表の順に綴り込んでください。
- ③ **最後に、審査対象事業年度に係るすべての審査対象業種の様式第2号(「工事経歴書」)の写しを、正本及び副本(申請者控え分)に添付してください(綴り込みは不要です)。**
- ④ **副本1部(申請者控え分)は受付印押印後にお返しします。**

※1 申請書等を手書きで作成する場合は、ペン又はボールペンで記入してください。

※2 副本については写しでもかまいません(写しは鮮明なものに限ります)。

《提出書類》 (綴り込みのとおり提出)	綴り順 (用紙の左側をホチキスとじ又はひもとじ)		
	正本	副本 (府提出分)	副本 (申請者控え分)
経営規模等評価申請書・総合評定値請求書【様式第25号の14】	1	○	○
工事種類別(元請)完成工事高【別紙1】	2	○	○
その他の審査項目(社会性等)【別紙3】	3	○	○
技術職員名簿【別紙2】	4	○	○
経営状況分析結果通知書 ※総合評定値を請求しない場合は不要。	5	○ (正本)	○ (正本又は写し) (正本又は写し)
その他審査項目に該当ありと記載した場合に提出が必要な書類 ※P12.13参照。※該当なしの場合は添付不要。	6	○	○
建設機械の保有確認に係る提出書類 ※P13参照。※該当なしの場合は添付不要。	7	○	○
知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況に係る提出書類 ※P12参照。※該当なしの場合は添付不要。	8	○	○
技術職員の国家資格者証・免状、監理技術者資格者証等の写し ※P13参照。※該当なしの場合は添付不要。	9	○	○
申請手数料(納付済証)貼り付け書	10	○	—
委任状(代理申請の場合)	11	○	—
《綴り込みを要しない提出書類》			
審査対象事業年度に係る様式第2号(「工事経歴書」) (既に決算変更届として提出している場合は、当該工事経歴書の写し)	他	○ (写し)	○ (写し)

→各審査項目の確認に係る提出・提示書類は次頁に続く

《各審査項目の確認に係る提出・提示書類》

各審査項目の確認に係る提出・提示書類は下記表のとおりです。

必要に応じて下記表以外の提出・提示書類を求められる場合があります。

詳しくは該当するページをご覧ください。

原本提示が必要な書類については、写しの提出に代えることができます。

	提出・提示書類等 〔「写し」の表示がないものは原本が必要〕	詳細 ページ
1 経営規模等評価申請書(総合 評定値請求書)に係る確認書 類	・「建設業許可申請書副本(受付印のあるもの)」の原本提示 ・「前年度経営事項審査申請書副本(受付印のあるもの)」の原本提示〔前年度受審者のみ〕	
2 工事種類別完成工事高、工事 種類別元請完成工事高の確 認書類	次のすべての提出又は提示 A 工事種類別完成工事高及び同元請完成工事高を確認できる資料 B 確定申告書等国税関係資料 C 審査対象事業年度に係る決算変更届出書の副本(受付印のあるもの)	25
3 その他の審査項目を確認する書類(社会性等) ※該当なしの場合は不要		
(1) 雇用保険加入の有無(項番41)	次のいずれかの原本提示 審査基準日を含む年度の雇用保険の ・「保険料納付領収書」 ・「労働保険料等に係る口座振替結果のお知らせ(圧着はがきの全ての面が確認できること)」 ・「保険料納付済証明書」 ・(一元適用事業所は、併せて、労働保険概算保険料申告書副本)	35
(2) 健康保険及び厚生年金保険加 入の有無(項番42・43)	次のいずれかの原本提示 審査基準日を含む月(納付目的年月)の健康保険及び厚生年金保険の ・「納入告知書兼領収書」 ・「保険料納付済証明書」	35
(3) 建設業退職金共済制度加入の 有無(項番44)	・「建設業退職金共済制度加入・履行証明書」の原本提示	35
(4) 退職一時金制度若しくは企業 年金制度導入の有無(項番45)	次のいずれかの原本提示 ・独立行政法人勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体との退職金共済契約を締結している場合は、「加入証明 書」又は「契約書」 ・自社退職金制度を導入している場合は、「労働協約」又は「就業規則」(証明を要する場合があります。) 次のいずれかの原本提示 ・厚生年金基金に加入している場合は、「加入証明書」又は「契約書及び領収書」 ・確定拠出年金(企業型)、確定給付企業年金(基金型)又は確定給付企業年金(規約型)に加入している場合は、「加入証明 書」	36
(5) 法定外労働災害補償制度加入 の有無(項番46)	次のいずれかの原本提示 ・(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会(全国中小企業共済協同組合 連合会)、(一社)全国労働保険事務組合、中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者の労働災害補償制度のいず れかに加入している場合は、「加入証明書」又は「保険証券(添付資料を含む)」 ・労働災害総合保険等、法定外労災補償の機能を持つ民間の保険に加入している場合は、契約内容が分かる「加入証明 書」、又は「保険証券(添付資料を含む)」を併せて、政府の労働者災害補償保険の、審査基準日を含む年度の「概算保険料 又は確定保険料の領収書」	37
(6) 若年技術職員の継続的な育成 及び確保(項番47)	次のいずれかの提示(満35歳未満の技術職員の生年月日が確認できるもの) ・健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」、被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書又は 「被保険者資格喪失確認通知書」の原本 ・「健康保険被保険者証」、「健康保険被保険者証カード」、「国民健康保険被保険者証」、「雇用保険被保険者証」の写し ・住民票の原本	
(7) 新規若年技術職員の育成及び 確保(項番48)	次のいずれかの提示(新たに技術職員名簿に記載された満35才未満の技術職員が確認できるもの) ・前年度技術職員名簿(前年度経営事項審査申請書副本) ・健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」、被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書又は 「被保険者資格喪失確認通知書」の原本 ・「健康保険被保険者証」、「健康保険被保険者証カード」、「国民健康保険被保険者証」、「雇用保険被保険者証」の写し ・雇用開始年月日が確認できる「雇用契約書」等の写し ・新規開業の場合、事業開始年月日が確認できる京都府への事業開始届等の写し(建設業許可申請書副本)	38
(8) 知識及び技術又は技能の向上 に関する取組の状況(項番49・ 50)	A CPD単位取得(項番61) 次のすべてを提出 ・様式第4号「CPD 単位を取得した技術者名簿」 ・CPD 実績証明書又は学習履歴証明書等の写し B 技能レベル向上(項番62) 次のすべてを提出 ・様式第5号「技能者名簿」 ・能力評価(レベル判定)結果通知書の写し ・審査基準日において稼働している工事1件に係る作業員名簿の写し ※保有資格及び常勤性の確認については、技術職員等の常勤性確認の審査方法に準じる。	39
(9) ワーク・ライフ・バランスに関す る取組の状況(項番51～53)	次のいずれかの写し提出 ※都道府県労働局長が交付したもの ・基準適合一般事業主認定通知書 ・基準適合事業主認定通知書	44
(10) 建設工事に従事する者の就業 履歴を蓄積するために必要な 措置の実施状況(項番54)	・様式第6号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書 及び情報共有に関する合意書」	
(11) 民事再生法又は会社更生法の 適用の有無(項番56)	・再生又は更正手続き開始の決定を証明する書面又は、再生又は更正の手続き終結の決定を証明する書面の写し提出	45
(12) 防災協定の締結の有無を確認 する書類(項番57)	・地方公共団体等と締結した協定書の写し提出 ・申請者が所属する業者団体が協定を締結している場合には、併せて、申請者が一定の役割を果たすことが確認できる書類 (当該団体の活動計画書、当該団体発行の証明書等)の原本提出又は写し提出	45
(13) 監査の受審状況(項番60)	・会計監査人設置に関しては「有価証券報告書」又は「監査報告書」の写し提出及び「登記事項証明書」の原本提示 ・会計参与の設置に関しては「会計参与報告書」の写し提出及び「登記事項証明書」の原本提示 ・経理処理の適正を確認した書類の原本提出(又は写し提出)及び確認者の常勤性を確認できる書類の原本提示	46

	提出・提示書類等 (「写し」の表示がないものは原本が必要)	詳細 ページ
(14) 公認会計士等の数(項番61・62)	<p>次の書類の写し提出</p> <p>A 公認会計士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格者証又は合格証 ・公認会計士法第28条の規定による研修を受講したことを証する書面 <p>B 税理士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格者証又は合格者証 ・所属税理士会が認定する研修を受講したことを証する書面 <p>C 経理士(1・2級登録経理試験に合格した者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1・2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者 ・合格証 ○1・2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者 ・合格証 ・登録経理講習を受講したことを証する書面 ○平成29年3月31日以前に1・2級登録経理試験に合格した者(令和5年3月31日までの間に限る) ・合格証 <p>※保有資格及び常勤性の確認については、技術職員等の常勤性確認の審査方法に準じる。</p>	<p>46</p> <p>原本提示が必要な書類については、写しの提出に代えることができます。</p>
(15) 研究開発の状況(項番63)	<p>次のすべての写し提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注記表(建設業法施行規則別記様式第17号の2)又はこれに準ずる書類(有価証券報告書等) ・監査報告書 	46
(16) 建設機械の保有状況(項番64)	<p>【評価対象】</p> <p>A「ショベル系掘削機」(ショベル、バックホウ等のアタッチメントを有するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ブルドーザー」(自重が3トン以上のもの) 「トラクターショベル」(バケット容量が0.4立方メートル以上のもの) 「モーターグレーダー」(自重が5トン以上のもの) 「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」「ハンドガイドローラー」(締固め用機械)(自走能力があるもの) <p>B「高所作業車」(作業床の高さが2メートル以上のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「解体用機械」(「ブレーカ」「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」) <p>C「移動式クレーン」(つり上げ荷重3トン以上のもの)</p> <p>D「ダンプ車」(土砂等を運搬する貨物自動車で、自動車検査証に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」のいずれかの記載があるもの)</p> <p>【確認資料】</p> <p>「建設機械の保有一覧表」の提出及び次の書類の提出・提示</p> <p>A・Bオフロード車の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定自主検査記録表(表・裏)の写し提出 ・所有又はリースの確認ができるもの(契約書、譲渡証明書、販売証明書等)の原本提示 ・建設機械写真台紙の原本提出 <p>A・Bオンロード車の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証の写し提出 ・特定自主検査記録表(表・裏)の写し提出 ・リースの場合は、併せてリースの確認ができるものの原本提示 <p>Cオフロード車の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動式クレーン検査証の写し提出 ・所有又はリースの確認ができるものの原本提示 <p>Cオンロード車の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動式クレーン検査証の写し提出 ・自動車検査証の写し提出 ・リースの場合は、併せてリースの確認ができるものの原本提示 <p>Dの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証の写し提出 ・リースの場合は、併せてリースの確認ができるものの原本提示 <p>※「A・B・Cオフロード車の場合」において、前年度(前回)経審において確認済みの建設機械の「所有の確認ができる書類(契約書等)」の提示・写真(写真台紙)の提出について省略する場合は、前年度(前回)経審の「建設機械の保有一覧表」(経営事項審査申請書副本)の原本を提示又は写しを提出してください。ただし、リース期間の変更(自動更新特約による場合を含む)・リースから所有に変更になった場合等、前年度(前回)の記載内容から変更が生じた場合は、省略できません。</p>	47
(17) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況(項番65・66・67)	<p>A エコアクション21の認証の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一財)持続性推進機構の発行する「認証・登録証」の写し提出 <p>B ISO9001、ISO14001の登録の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査登録機関の認証を証明する書類(登録証・附属書)の写し提出 	50
4 技術職員等の常勤性及び資格等要件の確認 ※該当なしの場合は不要。		
(1) 技術職員等の常勤性の確認	<p>保険の加入状況等により必要書類が異なります。</p> <p>【社会保険「有」の場合】次のすべてを提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険・厚生年金保険の直近の「被保険者標準報酬決定通知書」、「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」又は「被保険者資格喪失確認通知書」の原本 ・「健康保険被保険者証」又は「健康保険被保険者証カード」(事業所名の記載のあるもの)の写し ・「源泉徴収簿」又は「賃金台帳」(審査基準日を含む前6ヶ月超(7ヵ月以上)分)の原本 <p>【社会保険「適用除外」+雇用保険「有」の場合】次のすべてを提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「雇用保険被保険者証」(事業所名の記載のあるもの)の写し ・「源泉徴収簿」又は「賃金台帳」(審査基準日を含む前6ヶ月超(7ヵ月以上)分)の原本 <p>【社会保険「適用除外」+雇用保険「適用除外」の場合】次のすべてを原本提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住民票」等 ・「源泉徴収簿」又は「賃金台帳」(審査基準日を含む前6ヶ月超(7ヵ月以上)分) ・「出勤簿」 	53
(2) 技術職員等の資格等要件の確認	<p>国家資格等を有する者全員について、次のいずれかの写し提出。有資格区分により必要書類が異なります。</p> <p>※前年受審時と同一の資格を技術職員名簿に記載をした者については、提出不要です。ただし、監理技術者講習を修了した旨の確認資料等、有効期限があるものについては、省略することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家資格を有する者の資格者証(免許)又は合格証等 ・監理技術者資格者証を有する者については資格者証(表、裏面とも) ・監理技術者講習修了証 ・登録基幹技術者講習修了証(表、裏面とも) ・指定学科卒業生にあっては卒業証明書 ・登録解体工事講習を受講した者については、受講修了を確認できる書類 ・能力評価実施機関が発行する「能力評価(レベル判定)結果通知書」 	55

3 申請書の作成

記載例

(1) 経営規模等評価申請書（様式第25号の14）

様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(用紙A4)
20001

この記入例は京都府知事あての申請書を提出する場合のものです。

経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価再審査申立書~~
総合評定値請求書

行政書士による代理申請の場合のみ記名が必要。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

京都市左京区賀茂今井町10-4
申請代理人 行政書士 平安 一郎

京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町3番5号

株式会社 京都府土木建設

申請者 代表取締役 京都 太郎

地方整備局長
北海道開発局長
京都府知事 殿

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コー1整理番号
申請年月日	01	平成 00 年 00 月 00 日	15 00 00 20 00 00
申請時 許可番号	02	大臣知事コード 26 国土交通大臣 京都府知事 許可 一般 (02) 第 09999999 号 令和 02 年 05 月 20 日	許可年月日
前回の申請時 許可番号	03	大臣知事コード 00 国土交通大臣 知事 許可 一般 (00) 第 00000000 号 令和 00 年 00 月 00 日	許可年月日
審査基準日	04	令和 05 年 03 月 31 日	
申請等の区分	05	1	
処理の区分	06	00	
法人又は個人の別	07	1 (1.法人) 300000 (千円)	法人番号 国税庁から通知された13桁の数字を記
商号又は名称のフリガナ	08	キヨウトフドボクケンセツ	項目06の右欄は、通常の場合は『空欄』とし、合併、分割等、特殊事案の場合はP19の記載要領別表(2)を参照の上、該当するコードを記入する。
商号又は名称	09	(株) 京都府土木建設	項目06の左欄は、決算期間に変動がなく、12ヶ月ごとに決算を終了した場合(通常の申請)は『00』を記入し、決算期変更等12ヶ月に満たない期間で決算を終了した場合は『02』を記入する。それ以外の場合はP16の記載要領9を参照の上、該当するコードを記入する。
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	キヨウト タロウ	姓と名の間は1文字空ける。
代表者又は個人の氏名	11	京都 太郎	
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	26102	市区町村コード表(P68)参照。
主たる営業所の所在地	13	下立売通新町西入敷ノ内町3-5	「丁目」、「番」、「号」は「-」を用いて記入する。
郵便番号	14	602-8507	電話番号 075-414- 左詰め。「-」で区切る。
許可を受けている建設業	15	2222122	1. 一般 2. 特定
経営規模等評価対象建設業	16	999999	審査対象は『9』と記入する。

様式右肩に申請者名を記入する(別紙1～3についても同様)。

株式会社 京都府土木建設

項番	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13										
自己資本額	1	7					7	5	0	0	0	0	2										
(千円)																							
審査対象	(1. 基準決算) (2. 2期平均)																						
基準決算													6	4	9	8	8						
(千円)																							
直前の 前年度																		8	5	0	1	3	
(千円)																							

千円未満は切り捨てて記入する。
また、負の場合は△を記入する。

利益額 (2期平均)	1	8					1	5	7	5	7	(千円)	利益額(利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額
---------------	---	---	--	--	--	--	---	---	---	---	---	------	------------------------------------

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度		
営業利益	9,009 (千円)	営業利益	11,100 (千円)
減価償却実施額	5,505	減価償却実施額	5,000 (千円)

「技術職員名簿」(別紙二)に記載された技術職員の合計数を記入する。

技術職員数 1 9 0 0 0 0 8 (人)

経営状況分析結果通知書(様式第25号の10)の「参考値」欄に記載されている「営業利益(当期及び前期)」及び「減価償却実施額(当期及び前期)」の数値(決算期変更などにより参考値の数値と異なる場合)

登録経営状況分析機関番号 2 0 0 9 9 9 9 9

経営状況分析を受けた機関の名称 ●▲■情報サービス株式会社

経営状況分析結果通知書記載の登録経営状況分析機関の登録番号を記入する。

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

再審査の申請の場合のみ記入することとし、通常の申請の場合は記入しないこと。

代理・代行申請問わず、行政書士が書類を作成する場合は、記名押印が必要。

連絡先の欄には、この申請用紙又は添付資料を作成した方、その他、申請の内容に係わる質問等に回答できる方の所属・氏名・電話番号を記入すること。

書類作成者
京都市左京区賀茂今井町10-4
行政書士 平安 一郎 職印

所属等 営業第一課 氏名 京都 奈々 電話番号 075-414-5222

ファックス番号 075-414-5243

申請書類等への押印が不要になったことに伴い、申請書の訂正権限等について、以下の取扱いとします。
(詳細は手引きp.10の「(7)本人確認と訂正権限」を御参照ください)

- 原則、窓口においてその場で訂正(修正)が認められるのは、申請者本人(個人事業主、法人代表者)及びその委任を受けた代理人に限られる。
- ただし、次のような場合は、委任の権限を示す書面がなくても即訂正を認める。
 - ア 客観的な疎明書類により、明らかな誤記であることが明白な場合(記載された氏名、生年月日等が健康保険証内容と間違っているようなとき)
 - イ 来所使用者が、申請人の同居家族や法人取締役その他社内関係人(名刺等確認)であって、職務上の権限が付与されていると見受けられる(申請書の連絡先欄に記載があるような)場合

記載要領

- 1 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、

「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、

「 地方整備局長

「国土交通大臣 「般
北海道開発局長、 及び については、不要のものを消すこと。
知事」 特」
知事」

- 2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記すること。この場合には、作成に係る委任状、その他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

- 3 太線の枠内には記入しないこと。

- 4 □□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば □ 1 2 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲 建設工業 □ □ のように左詰めで記入すること。

「大臣

- 5 0 2 「申請時の許可番号」の欄の □ □ □ □ コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁知事」

について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば 0 0 1 2 3 4 又は 0 1 月 0 1 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 6 0 3 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。

- 7 0 4 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和4年3月31日であれば、0 4 年 0 3 月 3 1 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

- 8 0 5 「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 9 0 6 「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従

い、該当するコードを記入すること。

コード	処 理 の 種 類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和4年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和5年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和4年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和4年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和4年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和5年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和4年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和5年3月31日)より前の日(令和4年11月1日)に申請するとき

- 10 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 11 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ[゜]又はパ[゜]のように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

- 12 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ[゜]又はパ[゜]のように1文字として扱うこと。

- 14 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

- 15 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

- 16 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－(ハイフン)を用いて、例えば震[゜]が[゜]関[゜] 2 - 1 - 1 3 のように記入すること。

17 1 4 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば 0 3 － 5 2 5 3 － 8 1 1 1 のように記入すること。

18 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

19 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。

20 1 7 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たつては、単位は千円とし、例えば . 1. 2 3 4. 0 0 0 のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

21 1 8 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

22 1 9 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

23 2 0 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば 0 0 0 0 0 1 のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に回答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（１）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（２）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が国土交通大臣の定めるところより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

(2) 工事種類別 (元請) 完成工事高 (別紙1)

記載例

別紙一 【完成工事高の記入方法】
 ・消費税課税業者: 消費税抜きの金額を記入
 ・ " 免税業者: 消費税込みの金額を記入

(用紙A4)

20002

工事種類別完成工事高
 工事種類別元請完成工事高

1枚目

株式会社 京都府土木建設

項番 3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び 前々審査対象事業年度 自 02年04月 至 04年03月	審査対象事業年度 自 04年04月 至 05年03月	計算基準の区分度 2 (1. 2年平均) 3 (2. 3年平均)
業種コード 3 2 0 1 0	令和 3年 4月~令和 4年 3月 令和 2年 4月~令和 3年 3月	「3年平均」を選択する場合 1:「2年平均」 2:「3年平均」の別を記入。	
完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
3 2 0 1 0 1 4 5 4 9 9	3 3 3 3 8 8	3 2 0 1 0 1 5	3 2 2 2 2
土木一式 工事	完成工事高計算表 140,444 × 12 / 12 = 140,444 150,555 × 12 / 12 = 150,555	元請完成工事高計算表 30,333 × 12 / 12 = 30,333 40,444 × 12 / 12 = 40,444	上記の審査対象事業年度(12ヶ月)における完成工事高を記入する。
プレストレストコンクリート構造物工事	0 × 12 / 12 = 0	0 × 12 / 12 = 0	次の3業種を審査対象とする場合は、必ずその内訳業種についても記入する。 ① 「010 土木一式工事」を申請する場合 → 「011 プレストレストコンクリート構造物工事」を記入 ② 「050 とび・土工・コンクリート工事」を申請する場合 → 「051 法面処理工事」を記入 ③ 「110 鋼構造物工事」を申請する場合 → 「111 鋼橋上部工事」を記入
建築一式 工事	100,111 × 12 / 12 = 100,111 96,666 × 12 / 12 = 96,666	64,000 × 12 / 12 = 64,000 72,222 × 12 / 12 = 72,222	※完成工事高が0であっても必ず記入する。 ※内訳業種の完成工事高は、合計額には含まない。
とび・土工・コンクリート工事	60,666 × 12 / 12 = 60,666 70,777 × 12 / 12 = 70,777	20,222 × 12 / 12 = 20,222 22,222 × 12 / 12 = 22,222	積上げを行った場合は、次のように記入する。 直前3年 直前2年 直前1年 (と) 70,777 60,666 50,255 (と) 22,222 20,222 30,333 (石) 0 0 1,000 (石) 0 0 0 合計 70,777 60,666 51,255 合計 22,222 20,222 30,333
その他			
その他 工事			記入する工事の種類が5業種以上の場合は「その他の工事」「合計」については最後の用紙に記入する。
合計			

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

契約後VE(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。)に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入する。
 「有」の場合、契約後VEによる契約額の減額の金額が証明できる書類を提出する。

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

最後

株式会社 京都府土木建設

項番 31	審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 3 年 5 月 至 7 年 9 月										審査対象事業年度 自 11 年 13 月 至 15 年 17 月 19 (1.2年平均, 2.3年平均)																		
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 年 月 ~ 年 月					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 年 月 ~ 年 月					計算基準の区分																		
業種コードを記入する。																				項番31は、2枚目以降は記入不要。									
業種コード 32051	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)													
32051	6	7	8	9	0	16	17	18	19	0	26	27	28	29	0	36	37	38	39	0									
工事の種類 法面処理 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																							
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 18,000 × 12/12 = 18,000					審査対象事業年度の前審査対象事業年度 18,000 × 12/12 = 18,000																							
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0 × 12/12 = 0					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0 × 12/12 = 0																							
32																													
工事の種類 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																							
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度					審査対象事業年度の前審査対象事業年度																							
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度																							
32																													
工事の種類 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																							
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度					審査対象事業年度の前審査対象事業年度																							
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度																							
32																													
工事の種類 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																							
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度					審査対象事業年度の前審査対象事業年度																							
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度																							
32																													
33	その他					3277					2000					2000													
33	3277					0					2000					2000													
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					経営事項審査を受審しない業種および建設業許可を受けていないその他の工事の合計の完成工事高を記入する。					変更届出書(決算)の損益計算書の完成工事高と一致させること。(決算期変更等をしていない場合)													
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 2,000 × 12/12 = 2,000					審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 × 12/12 = 0																							
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 4,555 × 12/12 = 4,555					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0 × 12/12 = 0																							
34	合計					31885					13721					231270					92555								
契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2 無)																													

【決算期変更に係る完成工事高の記載方法】

別紙一

**工事種別別完成工事高
工事種別元請完成工事高**

○記載要領とおりの記載方法（決算期に関わらず右欄に12ヶ月分を記載）

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自02年01月 至03年12月										審査対象事業年度 自04年01月 至04年12月										計算基準の区分 2 (1.2年平均) 2.3年平均											
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																
	3年4月～3年12月					2年4月～2年12月					4年4月～4年12月					4年1月～4年3月																
業種	完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)										完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)	
	32010										27000										24000										17500	
工事の種類	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																					
土木一式 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 240,000×9/12=180,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 280,000×3/12=70,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 280,000×9/12=210,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 320,000×3/12=80,000										審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 180,000×9/12=135,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 200,000×3/12=50,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 200,000×9/12=150,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 260,000×3/12=65,000										180,000 240,000×3/12=60,000										130,000 180,000×3/12=45,000	

○上記以外に認められる記載方法（決算期ごとに記載）

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自02年01月 至04年03月										審査対象事業年度 自04年04月 至04年12月										計算基準の区分 2 (1.2年平均) 2.3年平均											
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																
	3年4月～4年3月					2年4月～3年3月					4年4月～4年12月					4年1月～4年3月																
業種	完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)										完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)	
	3010										22250										18000										13000	
工事の種類	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																					
土木一式 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 240,000×12/12=240,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 280,000×12/12=280,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 320,000×3/12=80,000										審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 180,000×12/12=180,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 200,000×12/12=200,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 260,000×3/12=65,000																					

事例

3月決算の法人が令和4年度から12月決算に変更した場合（3年平均の例）

決算期間	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
令和4年4月1日～令和4年12月31日(9ヶ月)	180,000	130,000
令和3年4月1日～令和4年3月31日(12ヶ月)	240,000	180,000
令和2年4月1日～令和3年3月31日(12ヶ月)	280,000	200,000
令和1年4月1日～令和2年3月31日(12ヶ月)	320,000	260,000

「企業会計原則※」では、全ての企業が会計処理を行ううえで一度採用した手続を毎年継続して適用し、「正当な理由」がある場合を除いて、みだりにこれを変更してはならないとされています（「継続性の原則」）。
決算期の変更はこの「継続性の原則」に反する可能性があるため、審査の際にこの「正当な理由」や決算期変更の手続方法について聴取する場合があります。

※「企業会計原則」は、全ての企業が会計処理をする上で従わなければならない、一般に公正妥当と認められた規範です。

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1) 12か月ごとに決算を完結した場合
(例) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和04年04月 ～ 至令和05年03月
 - (2) 6か月ごとに決算を完結した場合
(例) 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和04年04月 ～ 至令和05年03月
 - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合
(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和4年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和5年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和04年04月 ～ 至令和05年03月
(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和4年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和4年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和04年01月 ～ 至令和04年12月
 - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
(例) 令和4年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和5年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自令和04年10月 ～ 至令和05年03月
 - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
(例) 令和4年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和5年3月31日）より前の日（令和4年11月1日）に申請するとき
自令和04年10月 ～ 至令和00年00月
- 3 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。
なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。
「完成工事高」の欄は、 で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土 木 一 式 工 事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機 械 器 具 設 置 工 事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼 構 造 物 工 事	210	熱 絶 縁 工 事
020	建 築 一 式 工 事 事	111	鋼 橋 上 部 工 事	220	電 気 通 信 工 事
030	大 工 工 事	120	鉄 筋 工 事	230	造 園 工 事
040	左 官 工 事	130	舗 装 工 事	240	さ く 井 工 事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	し ゆ ん せ つ 工 事	250	建 具 工 事
051	法 面 処 理 工 事	150	板 金 工 事	260	水 道 施 設 工 事
060	石 工 事	160	ガ ラ ス 工 事	270	消 防 施 設 工 事
070	屋 根 工 事	170	塗 装 工 事	280	清 掃 施 設 工 事
080	電 気 工 事	180	防 水 工 事	290	解 体 工 事
090	管 工 事	190	内 装 仕 上 工 事		

5 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

6 「合計」の欄は、完成工事高においては、 及び に記入した完成工事高の合計を記入すること。

同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば , , ,

のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

◎工事種類別完成工事高(別紙1)作成等のポイント

「経営事項審査制度(建設業法第27条の23)のより適正な運営」及び「建設工事の請負契約締結(同法第19条)の徹底による下請企業の保護」の観点から、経営規模(「工事種類別完成工事高」)及び技術力(「工事種類別元請完成工事高」)について、以下A～Cの資料に基づき審査(確認)します。

前年度受審している場合は、審査対象事業年度となる直前1期分の資料を提出・提示してください。それ以外の場合(初めて受審する場合は、直前2期分又は3期分の資料を提出・提示してください。)

A	工事種類別完成工事高及び同元請完成工事高を確認できる資料 ① 工事経歴書(様式第2号)の提出 ② 上記①に記載のある工事の内、請負代金上位3件分(※5)の契約書類の提示
B	確定申告書等国税関係資料の提示 →消費税課税の有無、確定申告の電子申告(e-tax)の有無の別により確認
C	建設業法第11条第2項の規定による審査対象事業年度に係る変更届出書の副本(受付印のあるもの)の提示

【A】工事種類別完成工事高及び同元請完成工事高を確認できる資料

審査対象業種ごとに、次の①②いずれも必要

- ① 審査対象事業年度に係る工事経歴書(様式第2号)の提出
 (既に決算変更届として提出している場合は、当該工事経歴書の写しの提出)
- ② ①記載の工事のうち、
 元請、下請問わず請負代金上位3件分についての、
「工事請負契約書^{原本}」又は「注文書^{原本}とその請書(写し)」の提示
(※6※7)

- ※1 審査においては、以下の2点を中心に確認します。個人情報保護により、工事経歴書の注文者、工事名の記載が契約書類と一致しない場合は、いずれの契約書類にかかる記載であるのかを整理しておいてください。また、JV工事に係る完成工事高の確認の際は、自社の負担、分担部分がわかる資料(出資割合(〇〇%)がわかる協定書等)も併せて提示してください。
- ・ 請負工事内容が審査対象業種として適正かどうか
 - ・ 工事経歴書(様式第2号)記載の「注文者」、「工事名」及び「請負代金の額」と提示資料との整合性など
- ※2 外国子会社の建設工事の種類別完成工事高・利益額の認定は国土交通省が行いますので、予め認定を受けて下さい。(国土交通省土地・建設産業局建設業課03-5253-8277)
- ※3 「完成工事高の積上げ」を選択する場合は、積上げ先(審査対象とする建設業)と積上げ元(審査対象としない建設業)を問わず、合わせた全業種のうちの請負代金上位3件分について確認します。
- ※4 工事進行基準により複数の決算期にまたがって完成工事高を計上した場合は、「請負代金の総額を確認する書類」と「当期に計上した完成工事高を確認する書類」(以下「(7)」の資料等)の両方をご提示ください。この場合、前期までに計上した完成工事高との重複がないようご注意ください。
- ※5 過去3年に申請書等に虚偽の記載をした場合又は申請内容に疑義がある場合は、3件を超えて確認する場合があります。
- ※6 「原本提示」は、「写し提出」に、「写し提示」は「写し提出」に代えることができます。
- ※7 契約書の写し提出の場合は、少なくとも以下項目を確認できる頁の写しを提出してください。
 【工事内容、請負代金の額、工期、両者の署名・記名押印箇所、支払いの時期及び方法等】

《Aに係る注意事項》

(7) 上記A②の資料がない場合（※6）

上記※1が確認できるものを提示してください。

（見積書（控え）原本又は請求書（控え）原本&※入金の確認できる資料（写し）、など）

※「入金を確認できる資料」とは

例えば、通帳、領収書、当座勘定照合表、手形帳、インターネットバンキング
出入金記録、信託受託権明細書等
（請求書と入金金額が異なる場合は、別途、入金額の明細書等の根拠資料の提示
を求めることがあります。）

(4) 変更契約について（※6※7）

契約後に請負代金の変更があった場合、変更契約書原本も併せて提示
してください。

変更契約書を交わしていない場合は、上記A②の確認資料と併せて、
工事経歴書記載の請負代金総額が確認できるもの（指示書原本、請求書
（控え）原本など）を提示してください。

(ウ) 単価契約について（※6※7）

単価契約（あるいは年間契約）で当初契約時に請負代金総額を定めて
いない場合は、当初の単価（あるいは年間契約）契約書原本と併せて、
工事経歴書に記載されている請負代金総額が確認できるもの（指示書原
本、請求書（控え）原本など）を提示してください。

これらの書類で請負代金総額の確認が難しい場合は、内容のわかる設
計書、内訳書及び図面等（いずれも原本）を併せて提示してください。

(I) 電子契約について

電子契約により工事請負契約を締結している場合は、上記A②の確認
資料をプリントアウトしたものに併せて、「原本性証明に関する資料」
（写し）又は「入金を確認できる資料」（写し）を提示してください。

※「電子契約」とは、電子署名及び認証業務に関する法律及びその他関係法令に基づ
く、電子署名を利用した契約書をいいます。その確認資料として、(I)の資料が
必要になります。

※「原本性証明に関する資料」とは、契約の当事者でない第三者が電子契約書類の原
本性を証明する証明書類をいいます。証明書類の取得に要する費用は自己負担願
います。

(オ) 確認資料を提示できない場合

当該工事に係る請負金額は申請業種の完成工事高に含めず、「その他
工事」の完成工事高に計上することとします。

【B】確定申告書等国税関係資料

消費税課税の有無、確定申告の電子申告（e-tax）の有無の別により、下記ア～エのとおり確認します。

なお兼業売上高がある場合は、下記ア～エに加えて、兼業売上高を確認できる決算変更届出書の副本（受付印のあるもの）の提示が必要です。

ア 消費税課税業者で、確定申告を電子申告していない場合

次の①及び②のすべてを提示してください（※3）。

- ① 消費税確定申告書の控え
- ② 消費税納税証明書の**原本**（納税証明書「その1」）

イ 消費税免税業者で、確定申告を電子申告していない場合

「所得税又は法人税の確定申告書の控え」の提示（※3）
（青色申告決算書一式又は白色申告書で収支内訳書の添付があるもの）

ウ 消費税課税業者で、確定申告を「e-tax」により電子申告した場合

次の①～③のすべてを提示してください（※3）。

- ① 電子申告書（プリントアウトしたもの。）
- ② 受信通知（税務署が電子申告を受付した旨のメールをプリントアウトしたもの。）
- ③ 消費税納税証明書の**原本**（納税証明書「その1」。電子納税証明書の場合はプリントアウトしたもの。）

エ 消費税免税業者で、確定申告を「e-tax」により電子申告した場合

次の①～③のすべてを提示してください（※3）。

- ① 電子申告書（プリントアウトしたもの。）
- ② 受信通知（税務署が電子申告を受付した旨のメールをプリントアウトしたもの。）
- ③ 所得税又は法人税納税証明書の原本（納税証明書「その1」。電子納税証明書の場合はプリントアウトしたもの。）

※1 上記ア、イのいずれも、確定申告書の控えには所轄税務署の受付印が必要（電子申告（e-tax）の場合を除く）です。

ただし、消費税免税業者の個人に限り、所得税の確定申告書に所轄税務署の受付印がない場合でも、「納税証明書（その1）」又は「納付済書」を併せて原本提示又は写しを提出すれば受け付けます。

※2 消費税免税業者で基準決算の完成工事高が1,000万円未満の個人に限り、請負契約書等（公共・民間を問わず全ての工事の請負契約書。公共機関から元請として請け負った工事については当該発注機関の証明書でも可）を提示すれば受け付けます。

また、ア～エとも、法人成りや合併時経審等で、申告書による確認が不可能な期間がある場合は、当該期間については同様に請負契約書等を原本提示又は写しを提出してください。

※3 「原本提示」の書類は、「写し提出」に代えることができます。

【C】建設業法第11条第2項の規定による変更届出書（決算変更届出書）の副本（受付印のあるもの）

◎工事種類別(元請)完成工事高の確認に係るその他の留意点

ア 完成工事高計算基準の区分について

完成工事高計算基準については「2年平均」又は「3年平均」を選択することができますが、審査対象業種毎に選択することはできないため、すべての審査対象業種について、同一の基準としてください。

また、1つの請負契約に係る完成工事高を複数の業種に分割又は重複計上することはできません。

イ 契約後VEについて

契約後VEとは、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる技術提案ができる工事を対象として、契約後、受注者が施行方法等について技術提案を行い、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更するとともに、提案のインセンティブを与えるため、契約額の縮減額の一部に相当する金額を受注者に支払うことを前提として、契約額の減額変更を行う方式をいいます。

この方式による建設工事の完成工事高については、契約後VEによる減額変更前の契約額で申請できることとします。この場合においては、契約後VEによる契約額の減額の金額が証明できる書類を提出してください。

ウ いわゆる法人成り、代替りについて（認可による場合を除く）

次のいずれかに該当する者にあつては、当期営業年度開始日の直前2年（又は3年）の各営業年度における完成工事高の合計額を年間平均完成工事高の算定基礎とすることができます。

※ 代替りを行った場合は、併せて、承継人が被承継人の配偶者又は2親等以内の者であることが分かる公的書類（戸籍謄本等）が必要です。

(a) 当期営業年度からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記を行ったもの

(b) 当期営業年度からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に建設業者（許可を受けて建設業を営んでいた個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した被承継人の配偶者又は2親等以内の親族（以下「承継人」という。）であつて、次のいずれにも該当する者

- ① 被承継人が建設業を廃業すること
- ② 被承継人の営業年度と承継人の営業年度が連続すること（やむを得ない事情により連続していない場合は除く。）
- ③ 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

(c) 当期営業年度からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に被承継人から営業の主たる部分を承継した法人（以下「承継法人」という。）であつて、次のいずれにも該当するもの

- ① 被承継人が建設業を廃業すること
- ② 被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること
- ③ 被承継人の営業年度と承継法人の営業年度が連続すること
- ④ 被承継人が承継法人の代表権を有する役員であること

エ いわゆる完成工事高の積上げについて

審査対象建設業が下記に掲げる業種である場合においては、右欄に掲げる業種に係る年間平均完成工事高を、当該審査対象建設業の年間平均完成工事高に含めて申請することができます。

また、この申し出をする場合においては、次の3点に留意してください。

- ① 積上げ元（右欄）の業種については審査対象にできないこと
- ② 積上げ元（右欄）の完成工事高を分割して複数の積上げ先（左欄）に計上することはできないこと
- ③ 経営規模等評価結果通知書に記載された営業年度ごとの業種別完成工事高は、次年度以降も変更できないこと

※ 積上げ元も許可が必要です。また、積上げを行った、行わなかったに関わらず、経営規模等評価結果通知書に記載された業種別完成工事高は結果通知後に変更することはできません。過去の申請で積上げを行った（行わなかった）決算期については、次年度以降の申請においても既発行の通知書の数値で審査されます。

左 欄	右 欄
積上げ先【審査対象とする建設業】	積上げ元【審査対象としない建設業】
土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事
	石工事
	ほ装工事
	しゅんせつ工事
	水道施設工事
	解体工事
建築一式工事	とび・土工・コンクリート工事
	大工工事
	左官工事
	屋根工事
	タイル・れんが・ブロック工事
	板金工事
	ガラス工事
	防水工事
	内装仕上工事
	建具工事
	解体工事
とび・土工・コンクリート工事	石工事
	解体工事
石工事	とび・土工・コンクリート工事
電気工事	電気通信工事
管工事	熱絶縁工事
	水道施設工事
熱絶縁工事	管工事
電気通信工事	電気工事
水道施設工事	管工事
解体工事	とび・土工・コンクリート工事

参考 1

記載例

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

（用紙A4）

該当するものにマルをする 工事 経 歴 書

各工事現場に置かれた配置技術者について、該当する箇所にレ印を記載

（建設工事の種類） 造 園 工 事 （ 税 込 ・ 税 抜 ）

注 文 者	元請又は下請の別	JVの別	工 事 名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額	工 期			
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記載）		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は完成予定年月	
京都府	元請		〇〇公園施設整備工事	上位3件分の請負契約書等の確認資料を提示		レ	45,000千円	千円	平成26年 5月	平成26年 9月	
〇〇市	元請		〇〇公園整備工事				レ	9,000千円	千円	平成26年 3月	平成26年 5月
〇〇市	元請		〇〇公園整備工事		京都府 〇〇市	〇〇〇〇	レ	8,000千円	千円	平成26年 6月	平成26年 7月
A	元請		A邸植栽工事	京都府 〇〇市	〇〇〇〇	レ	5,000千円	千円	平成27年 1月	平成27年 2月	
〇〇土木（株）	下請		B邸植栽工事	京都府 〇〇市	〇〇〇〇	レ	6,000千円	千円	平成26年10月	平成26年11月	
（株）〇〇建			〇〇公園整備工事	〇〇市			(4,000) 10,000千円	千円	平成27年 1月	平成27年 2月	
							千円	千円	平成 年 月	平成 年 月	
							千円	千円	平成 年 月	平成 年 月	
（主な未成工事）							千円	千円	平成 年 月	平成 年 月	
（株）〇〇工業	下請		〇〇地区植栽工事	京都府 〇〇市			7,000千円	千円	平成20年 3月	平成20年 5月	

「注文者」、「工事名」の記入については、記載内容により個人の氏名が特定されることのないように注意
 (例)○ 注文者「A」、工事名「A邸植栽工事」
 × 注文者「〇〇(個人名)」、工事名「〇〇邸植栽工事」

進行基準適用工事は、「請負代金の額」の欄に、進行基準を適用した当期分の完成工事高を()書きで記載すること
 上段:進行基準を適用した当期分の完成工事高を()書き
 下段:請負代金の総額
 ※小計、合計欄には当期分の完成工事高のみを加算すること。

ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

小計	6 件	77,000千円	千円	うち 元請工事 67,000千円	千円
----	-----	----------	----	---------------------	----

合計	10 件	85,000千円	千円	うち 元請工事 67,000千円	千円
----	------	----------	----	---------------------	----

最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

「小計」・「合計」のうち、元請工事に係る請負代金の額の合計を記載

《経営事項審査を申請する場合の記載方法》

- 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載
 注1 500万円（建築1,500万円）未満の工事については10件まで記載
 注2 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要
- ①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について全ての完成工事高の約7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載
 注1 500万円（建築1,500万円）未満の工事については10件まで記載
 注2 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要
- ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載

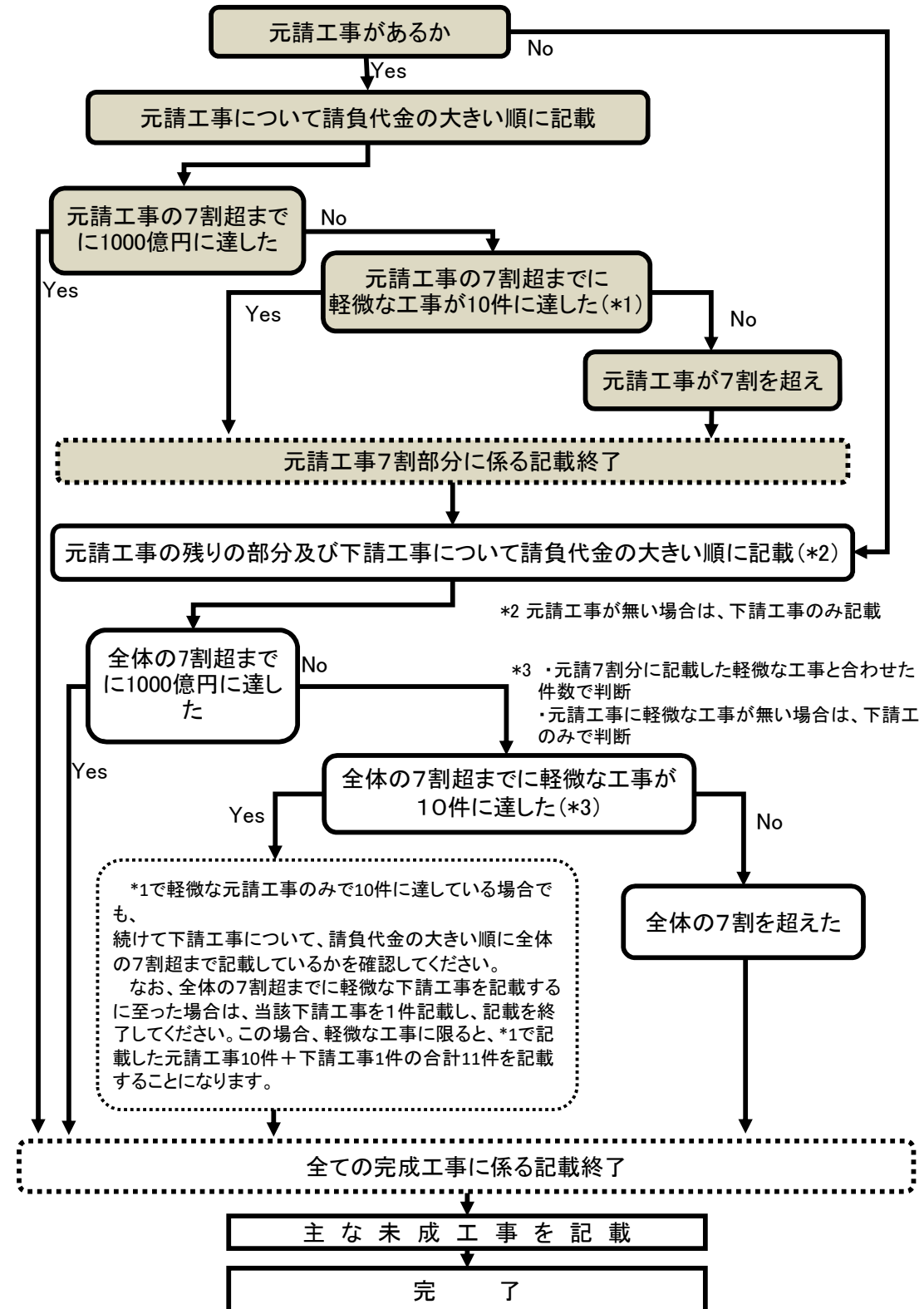
（記載フローは次ページを参照ください）

参考 《経営事項審査を申請しない場合》
 ① 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に10件まで記載
 ② ①に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載

参考 2

工事経歴書(第2号様式)の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ただし、①②において、1000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



(3) その他審査項目 (社会性等) (別紙3)
別紙三

記載例

(用紙A4)
200004

その他の審査項目 (社会性等)

建設国保加入の場合は「3」適用除外となります。
(減点の対象ではありません)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無	4 1 1	[1.有、2.無、3.適用除外]
健康保険加入の有無	4 2 1	[1.有、2.無、3.適用除外]
厚生年金保険加入の有無	4 3 1	[1.有、2.無、3.適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 1	[1.有、2.無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5 1	[1.有、2.無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 1	[1.有、2.無]
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 7 1	[1.該当、2.非該当]
新規若年技術職員の育成及び確保	4 8 1	[1.該当、2.非該当]
CPD単位取得数	4 9 20	(単位)
技能レベル向上者数	5 0 1	(人)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	5 1 5	[1.えるほし認定(1段階目)、2.えるほし認定(2段階目)、3.えるほし認定(3段階目)、4.プラチナえるほし認定、5.非該当]
次世代育成	5 2 1	[1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 3 2	[1.ユースエール認定、2.非該当]
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5 4 3	[1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

建設国保加入の場合は「3」適用除外となります。
(減点の対象ではありません)

当該制度のうち、制度を1つ以上導入している場合は「1」を、いずれの制度も導入していない場合は「2」を記入すること。

「若年技術職員の割合(B/A)」が15%以上の場合は「1」を、15%未満の場合は「2」を記入すること。

(別紙二)技術職員名簿に記載した35歳未満の人数を記入すること。

「新規若年技術職員の割合(C/A)」が1%以上の場合は「1」を、1%未満の場合は「2」を記入すること。

(別紙二)技術職員名簿に記載した新規掲載者のうち、35歳未満の人数を記入すること。

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
8 (人)	2 (人)	25 %

項番19技術職員数、(別紙二)技術職員名簿の人数と一致すること。

新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
1 (人)	12.5 %

様式第4号「CPD単位総計」の数値と一致すること。

様式第5号「CPD単位」に○を記載した者の合計人数と一致すること。

技術者数 11 15 10
1 0

技能者数 9 10 10 2 (人) 控除対象者数 15 30 0 (人)

様式第5号「技能者名簿」に記載した者の合計人数と一致すること。

様式第25号の14別紙二「技術職員名簿」に記載した人数と様式第4号「CPD単位」を取得した技術者に記載した人数の合計と一致すること。

審査基準日が令和5年8月14日以降の申請から適用となるため、それまでの申請は全て「3」を記入すること。

建設業の営業継続の状況

営業年数	5 5 3 2	(年)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 6 2	[1.有、2.無]

初め許可(登録)を受けた年月日	令和 5 年 10 月 1 日	休業等期間	1年	備考(組織変更等)	組織変更 平成元年 9月
再生手続又は更生手続開始決定日	令和 年 月 日	再生計画又は更生計画認可日	令和 年 月 日	再生手続又は更生手続終了決定日	令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無	5 7 1	[1.有、2.無]
------------	-------	-----------

右表の「初めて許可(登録)を受けた年月日」から審査基準日までの期間(休業等期間は除く)を、1年に満たない期間を切り捨てて右詰で記入すること。※再生・更生終了後は営業年数は0年からスタート

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	5 8 2	[1.有、2.無]
指示処分の有無	5 9 2	[1.有、2.無]

審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止または指示を受けた場合はそれぞれ「1」を記入すること。

建設業の経理の状況

監査の受審状況	6 0 3	[1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]
公認会計士等の数	6 1 1	(人)
二級登録経理試験合格者等の数	6 2 2	(人)

以下の区分により記入(審査基準日時点)
「1」…会計監査人の設置を行っている場合(監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合)
「2」…会計参与の設置を行っている場合(会計参与報告書が作成されている場合)
「3」…下記の者のいずれかが経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名・押印したものを提出している場合
・公認会計士、会計士補、税理士、これらとなる資格を有する者
・1級登録経理試験の合格者

研究開発の状況

研究開発費(2期平均)	6 3 0 0 0 0 0 0	(千円)
-------------	-----------------	------

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
0 (千円)	0 (千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	6 4 3	(台)
----------------	-------	-----

対象は会計監査人設置会社のみ。
(「監査の受審状況」(項番52)で「1」を記載した時のみ対象)
対象の場合は2期平均の額を、それ以外は、「0」を右詰で記入すること。

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無	6 5 1	[1.有、2.無]
ISO9001の登録の有無	6 6 1	[1.有、2.無]
ISO14001の登録の有無	6 7 1	[1.有、2.無]

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 8 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 9 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲掲者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。
- 11 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この23において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。
- 12 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（第2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（第3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
- 13 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「ト

- ライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。
- 14 ⑤③「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 15 ⑤④「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。
- 16 ⑤⑤「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 17 ⑤⑥「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 18 ⑤⑦「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 19 ⑤⑧「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 20 ⑤⑨「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 21 ⑥⑩「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 22 ⑥①「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。
- 23 ⑥②「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を超えないもの又は第18条の3第3項2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。
- 24 ⑥③「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の欄を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 25 ⑥④「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。
- 26 ⑥⑤「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、取得されていない場合は「2」を記入すること。
- 27 ⑥⑥「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 28 ⑥⑦「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。記入すべき割合及び単位は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

◎その他の審査項目（社会性等）（別紙3）作成等のポイント

(7) 労働福祉の状況

※ 項番41～43を加入「有」とする場合は、少なくとも技術職員名簿記載の者のうち加入義務のある全員が加入のこと。

A 4 1 「雇用保険加入の有無」

次のいずれかの原本提示又は写し提出 ※証明書等発行日は審査基準日以降のもの
審査基準日を含む年度の雇用保険の

- ・ 「保険料納付領収書」
- ・ 「労働保険料等に係る口座振替結果のお知らせ（圧着はがきの全ての面が確認できること）」
- ・ 「保険料納付済証明書」

- ※1 従業員が1人もいない事業所は適用除外です。
適用除外事業所以外で加入していなければ減点対象となります。
労働保険事務組合に事務を委託している場合は、次のいずれかの原本提示又は写しの提出が必要です。
○ 審査基準日を含む年度の概算保険料が通知された「労働保険料納入通知書（組様式第7号（甲）」及びこれと対応する「労働保険料領収書控」
○ 審査基準日を含む年度の概算保険料が支払済みであることが確認できる事務組合発行の保険料納入証明書
→ 提示対象事業年度例
審査基準日：令和3年4月1日～令和4年3月31日のとき、
令和3年度分（概算保険期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日）
審査基準日：令和4年4月1日～令和5年3月31日のとき
令和4年度分（概算保険期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日）
一元適用事業所の場合は「労働保険概算保険料申告書（副本）」も併せて提示してください。
なお、平成29年以降、満65歳以上の従業員についても、雇用保険の対象になりました。
- ※2 「労働保険料等に係る口座振替のご案内（圧着はがきの全ての面が確認できること）」及び通帳の写しの提示でも可とします。
- ※3 保険料納付済証明書の取得先については、京都労働局労働保険徴収課（TEL 075-241-3213）へお問い合わせ願います。
- ※4 労働保険料の納付を分割している場合、上記確認資料は、対象となる保険年度（4月～翌年3月）のうち、審査基準日を含む期までの資料の提示でも可とします。
（例）分割払い（第1期：4月～7月分、第2期：8月～11月、第3期：12月～翌3月）
となっている時の提示対象資料について
→ 審査基準日が4月1日～7月31日の場合→第1期分のみ
審査基準日が8月1日～11月30日の場合→第1期分、第2期分
審査基準日が12月1日～翌3月31日の場合→第1期分、第2期分、第3期分

B 4 2 「健康保険加入の有無」及び4 3 「厚生年金保険加入の有無」

次のいずれかの原本提示又は写し提出 ※証明書等発行日は審査基準日以降のもの
審査基準日を含む月（納付目的年月）の健康保険及び厚生年金保険の

- ・ 「納入告知書兼領収書」
- ・ 「保険料納付済証明書」

- ※1 従業員が4人以下の個人事業所は適用除外です。
適用除外事業所以外で加入していなければ減点対象となります。
- ※2 法人事業所はすべて強制適用です。
- ※3 保険料納付済証明書については年金事務所で取得できます。
- ※4 健康保険被保険者適用除外承認を受け健康保険を国保組合に加入している場合は、上記枠線内の書類に加えて、審査基準日を含む月の国保組合の保険料領収書等もしくは組合加入証明書の提示が必要です。なお、この場合健康保険加入の有無の評価は適用除外となります。

C 4 4 「建設業退職金共済制度加入の有無」 ※証明書等発行日は審査基準日以降のもの

「建設業退職金共済制度加入・履行証明書」の原本提示又は写し提出

- ※ 加入履行していれば加点対象となります。
証明書については独立行政法人勤労者退職金共済機構建退共京都府支部で取得できます。

D 4 5 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」

退職一時金	次のいずれかの原本提示又は写し提出 ※証明書等発行日は審査基準日以降のもの ○ 独立行政法人勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体との退職金共済契約を締結している場合は、「加入証明書」 ○ 自社退職金制度を導入している場合は、「労働協約」又は「就業規則」(証明を要する場合があります。また、審査基準日時点で制度の対象となる者がいない場合は、加点対象となりません。)
企業年金	次のいずれかの原本提示又は写し提出 ※証明書等発行日は審査基準日以降のもの ○ 厚生年金基金に加入している場合は、「加入証明書」又は「契約書及び領収書」 ○ 確定拠出年金(企業型)、確定給付企業年金(基金型)及び確定給付企業年金(規約型)に加入している場合は、それぞれの「加入証明書」

※加入していれば加点対象となります。

この項番で評価される「独立行政法人勤労者退職金共済機構との退職金共済契約」には「特定業種退職金共済契約」(いわゆる建退共等)は含まれません。項番44で別途評価しています。

「特定退職金共済団体」とは所得税法施行令に規定され、税務署長の認可を受けた団体をいいます。

自社退職金制度を導入している場合は、労働協約(労働組合又は労働者団体と使用者又はその団体が署名し、又は記名押印しているもの)又は就業規則に、**適用される労働者の範囲・計算方法・支払方法・支払時期**に関する定めがあることが必要です。また、写し提出の場合は、表紙部分、申請者の署名・記名押印箇所及び上記口に係る箇所を確認できる頁の写しを提出してください。

また、就業規則に関しては、常時10人以上の労働者を雇用する場合には労働基準監督署に届出をしていることが必要ですので、この場合には労働基準監督署の受理印があるものを提示してください。

常時使用する労働者数が10人未満の事業所の就業規則については、労働基準監督署の受理印のあるもの又は別記1の証明を付したものを提示してください。

※関係書類の取得先は次のとおりです。

区分	書類	取得先
厚生年金基金	加入証明書	各厚生年金基金
確定拠出年金(企業型)	加入証明書	各確定拠出年金運営管理機関
確定給付企業年金(基金型)	加入証明書	各企業年金基金
確定給付企業年金(規約型)	加入証明書	各資産管理運用機関

別記1 常時使用する労働者数が10人未満であって労働基準監督署の受理印がない就業規則に付する証明の例

1	上記就業規則の成立年月日	年	月	日
2	上記就業規則が適法に成立していることを証明します。			
株式会社 京都土木工業 代表取締役 京都 太郎 印(代表者印)				
年 月 日(審査基準日)				
3	上記就業規則が適法に成立していることを従業員全員で証明します。			
年 月 日				
	氏名	生年月日	住所	認印

E 4 6 「法定外労働災害補償制度加入の有無」 ※証明書等発行日は審査基準日以降のもの

- (公財)建設業福祉共済団、(-社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会（全国中小企業共済協同組合連合会）、(-社)全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者の労働災害補償制度のいずれかに加入している場合は、「加入証明書」又は「保険証券（添付書類を含む）」の原本提示又は写し提出
- 労働災害総合保険等、法定外労災補償の機能を持つ民間の保険に加入している場合は、契約内容が分かる「加入証明書」又は「保険証券（添付書類を含む）」、併せて、政府の労働者災害補償保険の、審査基準日を含む年度の「概算保険料又は確定保険料の領収書」の原本提示又は写し提出

※1 加入していれば加対象となります。以下の①～③を満たしていることが必要です。これらが確認できる「加入証明書」（当該保険会社の会社印以外の証明者印による証明書の場合は、併せて当該保険に係る契約書や約款を提示）又は「保険証券（添付書類を含む）」を原本提示もしくは写しを提出してください。

- ① 業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること
- ② 直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員のすべてを対象としていること
- ③ 少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害のすべてを対象としていること

※2 民間の保険会社との間で契約を締結している場合は、政府の労働者災害補償保険の契約を締結していることが加対象の前提となりますので、審査基準日を含む年度の政府の労働者災害補償保険料を納付済であることを証する書面を提示してください。

F 4 7 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」

評価対象とするのは、審査基準日時点で、満35歳未満の技術職員数が全技術職員数の15%以上である場合

【技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数】 ÷ 【技術職員名簿全体の技術職員数】 ≥ 15%

- 次のいずれかの提示（満35歳未満の技術職員の生年月日が確認できるもの）
- 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」、「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」又は「被保険者資格喪失確認通知書」の原本
 - 「健康保険被保険者証」、「健康保険被保険者証カード」、「国民健康保険被保険者証」、「雇用保険被保険者証」の写し
 - 「住民票」の原本
- 《常勤性、6ヶ月を超える雇用関係等の確認は別途必要。確認方法はP53～55参照。》
- ※「原本提示」は「写し提出」、「写し提示」は「写し提出」に代えることができます
 - ※健康保険被保険者証及び健康保険被保険者標準報酬決定通知書について、写しの提出を行う場合は、個人情報保護の観点から、それぞれ以下の箇所をマスキング（黒塗り）してください
 →健康保険被保険者証：「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」
 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書：「被保険者整理番号」

※ 満年齢は、生年月日の前日に加算して計算します。（年齢計算ニ関スル法律（明治35年12月2日法律第50号））

（例）審査基準日が令和5年3月31日の場合

- ・ 生年月日が昭和63年4月1日以前の者：満35歳以上
- ・ " 昭和63年4月2日以後の者：満35歳未満

G 4 8 「新規若年技術職員の継続的な育成及び確保」

評価対象とするのは、審査基準日時点で、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象事業年度内に新たに技術職員となった人数が全技術職員数の1%以上である場合

【新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数】÷【技術職員名簿全体の技術職員数】≥1%

次のいずれかの提示

(新たに技術職員名簿に記載された満35歳未満の技術職員が確認できるもの)

【前年度に受審している場合】

前年度技術職員名簿 (前年度経営事項審査申請書副本)

【新規申請の場合】(資格取得年月日等が審査対象事業年度内であることが確認できる書類)

- 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」、「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」又は「被保険者資格喪失確認通知書」の原本
- 「健康保険被保険者証」、「健康保険被保険者証カード」、「国民健康保険被保険者証」、「雇用保険被保険者証」の写し
- 雇用開始年月日が確認できる「雇用契約書」等の写し
- 新規開業の場合、事業開始年月日が確認できる京都府への「事業開始届」等(建設業許可申請書副本)

※1 上記書類を提示できない法人役員は、役員就任年月日が確認できる「履歴事項証明書」等

※2 個人事業主は、事業開始年月日が確認できる京都府への「事業開始届等」の写し

※3 「原本提示」は「写し提出」に、「写し提示」は「写し提出」に代えることができます

※4 健康保険被保険者証及び健康保険被保険者標準報酬決定通知書について、写しの提出を行う場合は、個人情報保護の観点から、それぞれ以下の箇所をマスキング(黒塗り)してください
→健康保険被保険者証:「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書:「被保険者整理番号」

《常勤性、6ヶ月を超える雇用関係等の確認は別途必要。確認方法はP53~55参照。》

※ 審査対象事業年度内に新たに技術職員となった者とは、

- ・ 審査基準日以前に6ヶ月を超える雇用関係があり、審査対象事業年度内に新たに資格を有するに至った
- ・ 審査対象事業年度より前から資格を有しており、審査対象事業年度内に6ヶ月を超える雇用関係を有するに至った

ことにより、新たに技術職員名簿(別紙2)に記載された技術職員をいいます。

※ 審査対象事業年度内に技術職員となった者であっても、6ヶ月を超える雇用関係がないため技術職員名簿に記載されない場合は、翌年の申請において技術職員名簿に記載された時点で、新たに技術職員となった者として取扱います。(ただし、技術職員名簿に記載された時点で35歳未満であること。)

(例) 審査基準日が平成27年3月31日の場合、平成27年1月から雇用された技術者は技術職員名簿に記載されないため、翌年の申請(審査基準日:平成28年3月31日)において新たに技術職員となった者として扱う。

※ 以前に技術職員名簿に記載されていた者のうち、継続して雇用されていたものの、前年度受審時に技術職員として記載されていなかった者は、「新たに技術職員となった者」には該当しません。

※ 満年齢は、生年月日の前日に加算して計算します。(年齢計算ニ関スル法律(明治35年12月2日法律第50号))

(例) 審査基準日が令和5年3月31日の場合

- ・ 生年月日が昭和63年4月1日以前の者: 満35歳以上
- ・ " が昭和63年4月2日以降の者: 満35歳未満

H 4 9 「CPD単位取得数」

建設業者に所属する技術者が、審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の平均値を評価します。

○「技術者数」とは、以下の要件を満たす者の人数の合計であり、別紙第二「技術職員名簿」に掲載した人数と様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」に掲載した人数の合計とします。

【技術者の要件】全て満たす場合に限る。

- ① 監理技術者若しくは主任技術者になる資格を有する者又は一級技士補若しくは二級技士補の者
- ② 審査基準日時点で6ヶ月を越える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者

○「CPD単位取得数」とは、次の計算式で算出された各技術者のCPD単位数の合計とします。1人の技術者につき、2以上のCPD認定団体によって単位を習得されている場合は、いずれか1つのCPD認定団体において習得された単位をもとにCPD単位取得数を算出します。また、各技術者のCPD単位数の上限は30とします。

$$\text{技術者1人あたりのCPD単位数} = \left[\begin{array}{l} \text{審査対象年にCPD認定団体} \\ \text{によって取得を認定された単位数} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{告示別表第18の左欄に掲げる} \\ \text{CPD認定団体毎に右欄に掲げる値} \end{array} \right] \times 30$$

例：(公社)空気調和・衛生工学会から、8単位取得した場合

$$8 \div 50 \times 30 = 4.8 \quad \text{単位取得数 4 単位} \quad (8 \times 1 / 50 \times 30 = 4.8)$$

(一財)建設業振興基金から、12単位取得した場合

$$4 \div 12 \times 30 = 10 \quad \text{単位取得数 10 単位} \quad (4 \times 1 / 12 \times 30 = 10)$$

※上記の式で、最終的な計算結果に小数点以下の端数が生じた場合は、切り捨てとなる。

<告示別表第18>

(公社)空気調和・衛生工学会	50	(公社)日本建築士会連合会	12
(一財)建設業振興基金	12	(公社)日本造園学会	50
(一社)建設コンサルタンツ協会	50	(公社)日本都市計画学会	50
(一社)交通工学研究会	50	(公社)農業農村工学会	50
(公社)地盤工学会	50	(一社)日本建築士事務所協会連合会	12
(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	20	(公社)日本建築家協会	12
(公社)全国上下水道コンサルタント協会	50	(一社)日本建設業連合会	12
(一社)全国測量設計業協会連合会	20	(一社)日本建築学会	12
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20	(一社)建築設備技術者協会	12
(一社)全日本建設技術協会	25	(一社)電気設備学会	12
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	(一社)日本設備設計事務所協会連合会	12
(公社)土木学会	50	(公財)建築技術教育普及センター	12
(一社)日本環境アセスメント協会	50	(一社)日本建築構造技術者協会	12
(公社)日本技術士会	50		

次のすべての提出

○様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」

○「CPD認定団体が発行した単位取得を証する書面」の写し

例)「CPD実績証明書」、「学習履歴証明書」(証明期間を審査基準日以前1年間とすること)

○(CPD単位取得者)「保有資格及び常勤性、6ヶ月を超える雇用関係の確認資料」(P53~55参照)

I 50 「技能レベル向上者数」

建設業者に所属する技能者のうち、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の割合により評価します。

○「技能者数」とは、以下の要件を満たす者の人数の合計であって、様式第5号「技能者名簿」に掲載した人数とする。

【技能者の要件】全て満たす場合に限る。

- ①審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者
- ②作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（ただし、監理技術者や主任技術者として施工管理のみに従事する者は除く）
- ③審査基準日時点で6ヶ月を越える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者

○「技能レベル向上者数」とは、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の数とします。該当者については、技能者名簿で「レベル向上の有無」欄に○を記載してください。

なお、認定能力基準による評価を受けていない者又は初めて評価を受け、「レベル1」の評価を受けた者については、「技能レベル向上者」に該当しません。また、初めて評価を受け、「レベル2以上」の評価を受けた者については、「技能レベル向上者」に該当します。

○「控除対象者数」とは、審査基準日の3年前の日以前に既に、レベル4の評価を受けていた者の数とします。該当者については、技能者名簿の「控除対象」欄に○を記載してください。

次のすべての提出

○様式第5号「技能者名簿」

○能力評価基準により受けた評価を証する書面の写し（レベル向上及び評価日等が分かるもの）
例）「能力評価（レベル判定）結果通知書」

○審査基準日において稼働している工事1件に係る「作業員名簿」の写し

※民間・公共を問わず、技能者名簿に記載されている者が多い工事の作業員名簿を提出してください。なお、稼働している工事がなければ、提出を不要とし、作業員名簿に記載がない者についても要件を満たす限り技能者として扱います。

○（レベル向上者のみ）常勤性、6ヶ月を超える雇用関係等の確認資料（P53～55参照）

各名簿の作成ポイント					
	名簿の種類	使用用語	技術職員等の種別	その他の記載条件	
ア	技術職員名簿 (申請書別紙2)	技術職員	経審技術職員コード表掲載者 ① 営業所の専技と同等の資格者、実務経験者（主任技術者要件） ② 上記以外の基幹技能者認定能力評価基準レベル4及び3の該当者（1・2級技士補まで対象になる（ただし2級技士補は「イ技術者名簿」に限る））	受審対象業種の資格者・実務経験者 技術職員名簿記載対象外（いわゆる受審業種対象外）の技術者	審査基準日以前6ヶ月を超えて常勤した者に限る
イ	CPD単位取得技術者名簿（様式第4号）	技術者			審査基準日における許可を受けた建設業に従事し、かつ基準日以前6ヶ月を超えて常勤した者に限る
ウ	技能者名簿（様式第5号）	技能者	審査基準日以前3年間に <u>施工に従事した技術者、技能者全員</u> （施工体制台帳作業員名簿記載の者）	ただし、施工管理のみの従事者を除く	
	注意事項	1. ア、イの技術者は、重複して記載しないこと。 2. ウの技術者（技能者）は、 <u>施工管理のみに従事した主任（監理）技術者を除き、ア及びイの技術者と重複して記載することができる。</u> （原則、工事施工体制台帳の「作業員名簿」（令和2年10月以降の契約分から）に記載されている者が対象になる。）			
	チェックポイント	○CPD証明書の資格名称は基準日における許可業種に対応したもののか。 ○作業員名簿は基準日における許可業種の請負工事のものか。			
	評価の対象	① 技術者に関する評価 (ア表及びイ表に記入)	審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の平均値		
		② 技能者に関する評価 (ウ表に記入)	認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上した者の割合		

【技術者名簿（様式第4号）及び技能者名簿（様式第5号）の提出について】

※ 項番61のCPD単位取得数及び項番62の技能レベル向上者数の両方が0の場合を除いて、技術者名簿（様式第4号）及び技能者名簿（様式第5号）の両方を提出してください。その際、該当者がいない様式については、「該当者なし」と記載して提出してください。

（例）CPD単位取得者が技術職員名簿（様式第25条の14別紙2）に記載する者のみで、技能者及び技能レベル向上者数が0の場合、技術者名簿（様式第4号）及び技能者名簿（様式第5号）については、記載する者はいませんが、「該当者なし」と記載して提出してください。ただし、技術者名簿（様式第4号）の下部の合計欄については、記載します。また、上記の場合、項番61の技術者数は、技術職員名簿（様式第25条の14別紙2）に記載する者の合計人数を記載することになります。

※ 技術者名簿（様式第4号）と技能者名簿（様式第5号）には、上記「各名簿の作成ポイント」のイ、ウに該当する者について、加対象者であるかどうかにかかわらず、全員記載することが必要です。

◎ **ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況**

- J **5** **1** 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく取組の状況」
(プラチナえるぼし、えるぼし(第3段階、第2段階、第1段階))
- K **5** **2** 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」
(プラチナくるみん、くるみん、トライくるみん)
- L **5** **3** 「青少年の雇用の促進等に基づく認定の状況」(ユースエール)

次のいずれかの写し提出

- ・「基準適合一般事業主認定通知書」
- ・「基準適合事業主認定通知書」

※1 都道府県労働局長が交付したもので、通知日が、審査基準日以前であること

※2 複数の認定を取得している場合、最も配点の高いものを評価します(最大5点)。

例) 「プラチナえるぼし」「くるみん」を取得している場合 → 「プラチナえるぼし」を評価

(参考)

- M **5** **4** 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」

次の書類等の提出(その他確認書類等については、以後お知らせいたします)

○別記様式第6号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」

審査基準日が令和5年8月14日以降の申請に限り評価するものとし、それ以前の申請においては、要件を満たしている場合であっても加点対象となりません。

※1 審査対象工事は、以下の要件を満たす工事が対象となります。

- ① 告示に掲げる軽微な工事等を除く、日本国内における建設工事
- ② 審査基準日以前1年以内に発注者と請負契約を直接締結した建設工事(※)

※当初契約日により判断します。そのため、変更契約日は考慮されません。

(例) 審査基準日：令和5年9月30日

契約締結日：令和4年2月1日(工期：令和4年3月1日～令和5年10月1日)

→契約締結日が、審査基準日以前1年以内に含まれないため、変更契約を締結した場合であっても、加点対象外になります。

※2 審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事について加点要件を満たしている場合は15点、全ての公共工事について加点要件を満たしている場合は10点を加点することになります。なお、上記に該当しない場合や、審査対象工事が1件もない場合は、加点されません。

※3 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、「建設キャリアアップシステムにおける現場契約情報の作成及び登録を実施しており、かつ、建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムへの直接入力によらない方法で建設キャリアアップシステム上に就業履歴を蓄積できる体制を整備すること」をいいます。

(4) **建設業の営業継続の状況**

5 5 「営業年数」

5 6 該当業者は再生終了後「営業年数」評価はゼロ年から再スタート

5 6 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」

審査基準日現在、再生又は更生期間中の業者が該当

該当業者は、「再生又は更生手続開始」の決定を証明する書面の写し提出
終了後は、「再生又は更生手続終結」の決定を証明する書面の写し提出

(5) **防災活動への貢献の状況**

5 7 「防災協定の締結の有無」 ※証明書等発行日は審査基準日以降のもの

- 申請者が単独で防災協定を締結している場合 … aのみ
- 申請者の所属する団体が防災協定を締結している場合 … a及びb

a 「協定書の全ページ」の写し提出

次の条件を満たしている場合のみ有効な確認書類となります。

- ① 締結日が申請者の審査基準日より前であること
- ② 協定の相手方が、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体であること
- ③ 防災活動に関する協定であること
- ④ 協定の両当事者の押印があること

※ 1 国、特殊法人等又は地方公共団体から建設業者又は建設業者団体に対して、災害時の協力要請が文書でなされ、要請を受けた者がこれを承諾する旨の文書を返送している場合は、これら2通の文書をもって防災協定書と認めます。この場合、承諾日を協定締結日とします。

※ 2 防災活動を行う義務が生じていないもの（災害ボランティア登録制度による登録等）は防災協定に該当しません。

b 「申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類」の原本又は写し提出

次の条件を満たしている場合のみ有効な確認書類となります。

- ① 審査基準日時点で防災活動に一定の役割を果たす者であったことが確認できること
- ② 協定の両当事者名、協定の名称が記載されていること
- ③ 申請者の商号又は名称、申請者が防災活動に従事する旨が記載されていること
- ④ 当該団体の代表者の押印があること

※ 団体発行の証明書、団体作成の活動計画書等に団体の証明を付した書類などがこれに該当します。

※ 締結等していれば加点対象となります。

「当該団体の活動計画書、当該団体発行の証明書等」は、様式は問いませんが、以下の①～③すべてを満たすものに限り、なお、証明書類については、原本又は写しの提出が必要です。

- ① 協定の両当事者名、協定の名称が記載されていること
- ② 申請者名、その具体的な役割が記載されていること
- ③ 当該団体の代表者の押印があること

(I) **建設業の経理の状況**

A **6 0 「監査の受審状況」**

- 会計監査人の設置に関しては、「有価証券報告書」又は「監査報告書」の写し提出及び「登記事項証明書」の原本提示又は写し提出(※1)
- 会計参与の設置に関しては「会計参与報告書」の写し提出及び「登記事項証明書」の原本提示又は写し提出
- 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出に関しては、「経理処理の適正を確認した書類」の原本又は写し提出(※2)

※1 会計監査人の設置に関しては無限定適正意見又は限定付き適正意見が付されている場合のみ評価し、不適正意見が付されている場合には評価されません。
※2 「経理処理の適正を確認した書類」については、被証明建設業許可業者に従事する職員で、公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに1級登録経理試験に合格した者が自署・押印したものに限り、なお、別添として、建設業の経理処理が適正に行われたことに係る確認項目の書類も併せて提出する必要があります。これら様式は、「経営事項審査の事務取扱いについて(通知)」(H20.1.31国土交通省総合政策局建設業課長通知)の別記様式第2号を参照ください。また、当該書類の提出がある場合は、確認者の資格を有することを証する書類、合格証等の写し提出及び常勤性を確認できる書類の提示が必要です(下記参照)。

B **6 1 「公認会計士等の数」(上記「※2」の確認者となる要件を満たす者)及び
6 2 「二級登録経理試験合格者の数」**

次の書類の写し提出

A 公認会計士

- ・ 「資格者証」又は「合格証」
- ・ 公認会計士法第28条の規定による研修を受講したことを証する書面

B 税理士

- ・ 「資格者証」又は「合格者証」
- ・ 所属税理士会が認定する研修を受講したことを証する書面

C 経理士(1・2級登録経理試験に合格した者)

- 1・2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者
 - ・ 「合格証」
- 1・2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者
 - ・ 「合格証」
 - ・ 登録経理講習を受講したことを証する書面
- 平成29年3月31日以前に1・2級登録経理試験に合格した者(審査基準日が令和5年3月31日までの申請に限る)
 - ・ 「合格証」

※常勤性の確認は別途必要。確認方法はP53～55参照(ただし、審査基準日時点で在籍していれば対象とします。)

(II) **研究開発の状況**

6 3 「研究開発費(2期平均)」

次のすべての写し提出

- ・ 「注記表」(様式第17号の2)又はこれに準ずる書類(有価証券報告書等)
- ・ 「監査報告書」

※ 研究開発費が認められるのは、会計監査人設置会社で、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合のみに限られます。

(カ) **建設機械の保有状況**

6 **4** 「建設機械の所有及びリース台数」

評価対象とするのは以下A～Dの建設機械に限る。

A 建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械のうち、下記のもの。

- ・ ショベル系掘削機 (ショベル、バックホウ等のアタッチメントを有するもの)
- ・ ブルドーザー (自重が3トン以上のもの)
- ・ トラクターショベル (バケット容量が0.4立方メートル以上のもの)
- ・ モーターグレーダー (自重が5トン以上のもの)

B 労働安全衛生法第13条に規定する「高所作業車」(作業床の高さが2メートル以上のもの)
同法施行令別表第7第4号に掲げる「締固め用機械」

(「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」「ハンドガイドローラー」)

同法施行令別表第7及び同法施行規則第151条の157に規定する「解体用機械」

(「ブレーカ」「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」)

C 労働安全衛生法施行令第12条に規定する「移動式クレーン」(つり上げ荷重3トン以上のもの)

D 土砂等を運搬する貨物自動車で、自動車検査証にダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ、のいずれかの記載がある「ダンプ車」

「建設機械の保有一覧表」(提出)

十

① 上記A・Bのうち、オフロード車の場合

- ・ 特定自主検査記録表(表・裏面写し提出)※1
- ・ 所有又はリースの確認ができるもの(契約書、譲渡証明書、販売証明書等)(原本提示又は写し提出)※2
- ・ 建設機械写真(台紙に貼付して提出)※3

② 上記A・Bのうち、オンロード車の場合

- ・ 特定自主検査記録表(表・裏面写し提出)※1
- ・ 自動車検査証(写し提出)※4
- ・ リースの場合は、併せてリースの確認ができるもの(原本提示又は写し提出)※2

③ 上記Cのうち、オフロード車の場合

- ・ 移動式クレーン検査証(写し提出)※6
- ・ 所有又はリースの確認ができるもの(原本提示又は写し提出)※2

④ 上記Cのうち、オンロード車の場合

- ・ 移動式クレーン検査証(写し提出)※6
- ・ 自動車検査証(写し提出)※4
- ・ リースの場合は、併せてリースの確認ができるもの(原本提示又は写し提出)※2

⑤ 上記D

- ・ 自動車検査証(写し提出)※4
- ・ リースの場合は、併せてリースの確認ができるもの(原本提示又は写し提出)※2

※1 特定自主検査記録表は、検査日及び証明書発行日が「審査基準日より前、直近1年以内」のものが必要であり、記載内容に不備(未記載)がある場合は認められません。ただし、検査者及び責任者の捺印の有無は問いません。なお、審査対象事業年度内に新車で購入し、審査基準日時点で特定自主検査時期が到来していない場合は、メーカー等が発行する「特定自主検査実施時期証明書」等の写しを提出するか、対象機械に「出荷標章」(新車が納入される際に機械の第1回特定自主検査実施時期を周知するために貼付が義務づけられているもの)が貼付されていることがわかる写真を「建設機械写真台紙」の2頁目に貼り付けて提出してください。

※2 注意事項

- ・ リース契約書に記載のリース期間は、当該審査基準日から1年7ヶ月以上の期間（自動更新特約があれば1年7ヶ月以内も可）が必要です。
- ・ 共有所有名義・共有リース名義の場合は認められません。
- ・ 法人の場合は個人名義の所有・リースは認められません。（ただし、申請法人の代表取締役の個人名義の場合は認めます。）
- ・ 個人の場合は申請者本人以外の所有・リースは認められません。
- ・ 割賦販売契約等による購入のため、所有権が移転していない場合は、審査基準日において使用者であることが確認できるもの（契約書等）の原本を提示又は写しを提出してください。

※3 建設機械の写真については、所有会社名（建設機械に記載がある場合）、建設機械の品番、建設機械全体像が確認できる写真を「建設機械写真台紙」に貼ってください。

ショベル系掘削機及び解体用機械については、アタッチメントの取り替え等が可能なものもありますが、加点対象となるアタッチメント（建設機械抵当法施行令別表に記載のあるもの）を随時取り付け可能な仕様のものであれば、評価対象として取り扱います。加点対象以外のアタッチメントを装着している場合は、加点対象のアタッチメントを撮影した写真も併せて提出してください。

※4 令和5年1月以降、自動車検査証の電子化により、当面の間、自動車検査証が電子の場合については「自動車検査証(写し提出)」及び「自動車検査証記録事項(写し提出)」により確認します。

ダンプ車の自動車検査証は、備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は加点対象として認められません。

※5 上記A・Bのうちオフロード車の場合（《提出・提示書類》の①・③）は、前年度（前回）の経営事項審査において、建設機械の保有一覧表に記載があり、確認済みの建設機械については、「所有又はリースの確認できるもの（契約書、譲渡証明書、販売証明書等）」の提示、「建設機械写真台紙」の提出を省略できます。この場合、前年度（前回）の「建設機械の保有一覧表」（経営事項審査申請書副本）の原本を提示又は写しを提出してください。

ただし、リース期間の変更（自動更新特約による場合を含む）・リースから所有に変更になった場合等、前年度（前回）の記載内容から変更が生じた場合は、省略できません。その他必要に応じて契約書等の提示・写真の提出を求めることがあります。なお、特定自主検査記録表・移動式クレーン検査証の写し提出は省略できません。

※6 移動式クレーン検査証は、審査基準日が検査証の有効期間内であるものがが必要です。

建設機械の保有一覧表の記載例

建設機械の保有一覧表										ページ番号 1 / 1			
審査基準日: 令和5年3月31日						許可番号	京都府知事許可(般-4)第999999号						
						申請者	株式会社京都土木建築						
No.	前年(前回)記載の有無		建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(ダンプ車)	種別又は規格	所有・リースの別	取得年月日		自動更新特約の有無		備考
	有	無							リース開始日 / リース期間満了日	有	無		
1	○		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械(ローラー)・解体用機械	〇〇製作所	ZZ-99EFG	123456	バックホウ	自社所有 リース	令和2年10月1日 / 令和6年9月30日			○	
2		○	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械(ローラー)・解体用機械	〇〇建機	YY-0000	9876543	16トン	自社所有 リース	令和2年11月23日				
3		○	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械(ローラー)・解体用機械	〇〇自動車	XXX-AABB	WWW-SAMPLE	最大積載量 9,000kg	自社所有 リース	令和3年1月21日				リースの場合にのみ、いずれかに○印
			ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械(ローラー)・解体用機械					自社所有 リース	年月日 / 年月日				

建設機械の種類に○印

建設機械の種類に○印

上記A～Cのうちオフロード車の場合、前年度(前回)経審において、同一の建設機械を記載し、確認済みである場合は、提出・提示書類を省略できる場合があります。詳細は、上記※5を御参照ください。

(参考)

建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定される建設機械一覧

種類	名称	建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表 範囲	評価対象
1 掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はバイルドライパーのアタッチメントを有するもの	○
	連続式バケット掘削機	走行装置及び二ニキロット以上の掘削用原動機を有するもの	
2 基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が○・五トン以上のもの	
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの	
	ペーパードレンマシン		
	大口径掘削機	スクリュー式でないもの	
	アースオーガー		
3 トラクター類	地下連続壁施工用機械		
	トラクター	自重が三トン以上のもの	○
	ブルドーザー		○
	トラクターショベル	バケット容量が○・四立方メートル以上のもの	○
4～7 省略			
8 整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が五トン以上のもの	○
	スタビライザー		
	アグリゲートスプレッター		
	ロードローラー	自重が八トン以上のもの	
	タイヤローラー		
	振動ローラー	自走式のものにあつては自重が八トン以上のもの、被牽けん引式のものにあつては自重が二トン以上のもの	
以下省略			

(参考 特定自主検査について)

特定自主検査とは

労働安全衛生法に規定する定期自主検査を行わなければならない機械のうち建設機械(油圧ショベル等)や荷役運搬機械(フォークリフト等)といった特定の機械について、1年以内に1回受けなければならない一定の資格を持つ検査者による検査

特定自主検査の方法

【事業内検査】

ユーザーが自社で使用する機械を、資格を持つ検査者に実施させる

【検査業者検査】

ユーザーの依頼により登録検査業者が実施

特定自主検査を行うための資格

【事業内検査】

- ・厚生労働大臣が定める研修を修了し者
- ・国家検定取得者等一定の資格のある者

【検査業者検査】

- ・厚生労働大臣に登録した検査業者
- ・都道府県労働局に登録した検査業者

検査の結果不備が見つかった場

労働安全衛生法第20条、労働安全衛生法施行規則第171条により事業者は機械等に異常が認められた場合には危険を防止するために、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならないとされている

(罰則あり)

《特定自主検査記録表の例》

(キ) **国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況**

6 5 「エコアクション21の認証の有無」

(一財) 持続性推進機構の発行する「認証・登録証」の写し提出

※ 「段階的認証」又は「サイト認証」と記載がある場合であって、かつ、認証範囲に建設業が含まれていない場合や一部の支店等に限られる場合は、評価の対象外になります。

6 6 6 7 「ISO9001・ISO14001の登録の有無」

評価対象とするのは、(財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001(品質管理)、ISO14001(環境管理)

※ 認証範囲に建設業及び建設業許可を受けているすべての営業所(営業所一覧表(建設業法施行規則別記様式第1号別紙2)に記載のある営業所)が含まれているものが評価の対象になります。

「審査登録機関の認証を証明する書類(登録証・附属書)」の写し提出

※ 審査基準日現在認証を受けているものであること。

※ 認証機関については、(財)日本適合性認定協会(JAB)のホームページ参照。
(<http://www.jab.or.jp/>)

(4) 技術職員名簿 (別紙2)

別紙二

記載例

(用紙A4)

20005

項番19「技術職員数」の人数と一致すること

技術職員名簿

新たに技術職員名簿に記載した者について、○印を記入すること。

項番 81001頁

P69の業種コード表を参照すること。

P70~71の「技術職員の資格・実務経験コード表及び評点」を参照すること。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	港湾 七郎	昭和 60 年 4 月 1 日	31	8 2 0 1							5
2		大野 六郎	昭和 59 年 9 月 24 日	31	8 2 2 3							5
3		丹後 五郎	昭和 56 年 4 月 1 日	35	8 2 2 3	1 3 3 1	1 0 9 0	6 4 2			0999999999	0
4		中丹 四郎	昭和 49 年 9 月 3 日	41	8 2 0 5	1 1 1 1	1 2 3 1	3 3 1			0999999999	0
5		南丹 三郎	昭和 46 年 8 月 25 日	44	8 2 0 2	2 3 8						0
6		山城 二郎	昭和 41 年 9 月 3 日	49	8 2 0 2	1 2 0 2	2 0 5 1	2 0 2				0
7		乙訓 一郎	昭和 33 年 7 月 5 日	57	8 2 0 1	1 1 1 1	1 0 9 1	2 9 1			0999999999	0
8		京都 太郎	昭和 26 年 2 月 5 日	65	8 2 0 1	1 1 3 1	1 0 5 1	1 1 3 1			0999999999	0
17			年 月 日		8 2							
18			年 月 日		8 2							
19			年 月 日		8 2							
20			年 月 日		8 2							
21			年 月 日		8 2							
22			年 月 日		8 2							
23			年 月 日		8 2							
24			年 月 日		8 2							
25			年 月 日		8 2							
26			年 月 日		8 2							
27			年 月 日		8 2							
28			年 月 日		8 2							
29			年 月 日		8 2							
30			年 月 日		8 2							

P39の計算式により算出した数値を記載してください。ただし、一人当たりの単位取得数の上限は30単位です。

監理技術者資格者証の番号(11ケタ)を記入すること。

審査基準日時点での満年齢を記入すること。
 満年齢は生年月日の前日に加算されるので注意。
 (例) 審査基準日 平成28年3月31日 の場合、
 生年月日が
 ・昭和56年4月1日以前の者は満35歳以上
 ・昭和56年4月2日以後の者は満35歳未満

申請する業種について、次の①~④の全てに該当する場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入すること。
 ①建設業法第15条第2号イに該当する者であること。
 ②当該業種について監理技術者資格者証の交付を受けていること。
 ③審査基準日より前に監理技術者講習(法第26条の4から6の規定による講習)を受講していること。
 ④審査基準日が、監理技術者講習を受講した年の翌年の開始日から5年以内に含まれて

技術者1名につき2業種まで申請可能。
 (2業種の考え方)
 ・1資格から2業種選択
 【例】京都太郎のケース
 業種コード: 土木「01」、とび土工「05」
 →有資格区分コード: 1級土木施工管理技士「113」
 ※同じ有資格コードを2ヶ所に記入。
 ・2資格から1業種ずつ選択
 【例】乙訓一郎のケース
 業種コード: 土木「01」、管「09」
 →有資格区分コード: 1級建設機械施工技士「111」
 1級管工事施工管理技士「129」
 ※それぞれ有資格コードを記入。

記載要領

- 1 この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号から第3号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- 2 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 3 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土 木 工 事 業	11	鋼 構 造 物 工 事 業	21	熱 絶 縁 工 事 業
02	建 築 工 事 業	12	鉄 筋 工 事 業	22	電 気 通 信 工 事 業
03	大 工 工 事 業	13	舗 装 工 事 業	23	造 園 工 事 業
04	左 官 工 事 業	14	し ゆ ん せ つ 工 事 業	24	さ く 井 工 事 業
05	と び ・ 土 工 工 事 業	15	板 金 工 事 業	25	建 具 工 事 業
06	石 工 事 業	16	ガ ラ ス 工 事 業	26	水 道 施 設 工 事 業
07	屋 根 工 事 業	17	塗 装 工 事 業	27	消 防 施 設 工 事 業
08	電 気 工 事 業	18	防 水 工 事 業	28	清 掃 施 設 工 事 業
09	管 工 事 業	19	内 装 仕 上 工 事 業	29	解 体 工 事
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機 械 器 具 設 置 工 事 業		

- 7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

◎技術職員名簿(別紙2) 提示書類等のポイント

審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的に雇用関係がある者が加点対象です。
常勤性(下記ア)及び資格等要件(下記イ)を確認します。

提出された書類に、常勤していない技術職員(名義貸しや既退職者等)、あるいは無資格を有資格と偽った技術職員を記載するなどの虚偽の記載があった場合には、建設業法上の監督処分を行うこととなり、悪質な場合には告発を行うこともあります。ご注意願います。

ア 常勤性の確認

下記(ア)・(イ)とも、書類を提出又は提示されない場合には受付できません。

なお、項番4-1「雇用保険加入の有無」項番4-2「健康保険加入の有無」及び項番4-3「厚生年金保険加入の有無」にて、「有」と記載した申請者については、当該保険に加入していない技術職員(当該保険対象外となる技術職員を除く)を技術職員名簿に記載することはできません。

※健康保険及び厚生年金保険を「社会保険」と記載しています。

(7) 社会保険「有」の場合

次の①～③すべての提示。

- ① 健康保険・厚生年金保険の直近の「被保険者標準報酬決定通知書」、「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」又は「被保険者資格喪失確認通知書」の原本
- ② 技術職員全員の「健康保険被保険者証」又は「健康保険被保険者証カード」の写し(事業所名の記載のあるもの ※記載がない場合は「雇用保険被保険者証」の写し)
- ③ 「源泉徴収簿」又は「賃金台帳」(審査基準日を含む前6ヶ月超(7ヵ月以上)分)の原本

※1 健康保険被保険者適用除外承認を受け健康保険を国保組合に加入している場合(建設国保等)で、社会保険のうち、健康保険「適用除外」の場合は、「上記①+上記③+国保組合の加入証明書(ただし、技術職員名が記載された加入証明書のみ有効。なお、国保の被保険者証に事業所名の記載がある場合は、当該被保険者証でも可)」を提示してください。

※2 健康保険・厚生年金の「被保険者標準報酬決定通知書」を電子申請により取得している場合は、「被保険者標準報酬決定通知書」と併せて、電子申請の処理が完了した際に日本年金機構から送付される「日本年金機構からのお知らせ」の原本を提示又は写しを提出してください(いずれもプリントアウトしたもの)

※3 「原本提示」は「写し提出」に、「写し提示」は「写し提出」に代えることができます

※4 健康保険被保険者証及び健康保険被保険者標準報酬決定通知書について、写しの提出を行う場合は、個人情報保護の観点から、それぞれ以下の箇所をマスキング(黒塗り)してください
→健康保険被保険者証:「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書:「被保険者整理番号」

(イ) 社会保険「適用除外」の場合

(a) 雇用保険「有」の場合

次の①・②すべての提示。 ※「原本提示」は「写し提出」に、「写し提示」は「写し提出」に代えることができます

- ① 「雇用保険被保険者証」の写し(事業所名の記載のあるもの)
- ② 「源泉徴収簿」又は「賃金台帳」(審査基準日を含む前6ヶ月超(7ヵ月以上)分)の原本

※1 満65歳以上の技術職員についても確認します。

※2 健康保険被保険者適用除外承認を受け健康保険を国保組合に加入している場合(建設国保等)で、社会保険のうち、健康保険が「適用除外」の場合は、上記(7)の※1により確認します。

(b) 雇用保険「適用除外」の場合

次の①～③すべての原本提示。

- ①「住民票」
- ②「源泉徴収簿」又は「賃金台帳」（審査基準日を含む前6ヶ月超（7ヵ月以上）分）
- ③「出勤簿」

※「原本提示」は「写し提出」に、「写し提示」は「写し提出」に代えることができます

		社会保険	
		「有」	「適用除外」
雇用保険	「有」	(7)	(4) - (a)
	「適用除外」	(7)	(4) - (b)

〈 例外の場合 〉

『写し』の表示がないものは原本が必要です。

	確認書類
個人事業主本人	次の①又は②の提示により確認します。 ①「国民健康保険被保険者証」の写し ②「住民票」の原本
個人事業主の同居親族	次の①の提出及び②の提示により確認します。 ①「出勤証明書(別記2)」 ②「国民健康保険被保険者証」の写し又は「住民票」（個人事業主との続柄が分かるもの）の原本
法人の代表者で社会保険に未加入又は適用除外の場合（75歳以上の代表者等も含む）	次の①及び②の原本提示により確認します。 ①「住民票」 ②「源泉徴収簿」又は「賃金台帳」（審査基準日を含む前6ヶ月超（7ヵ月以上）分）
法人の代表者の配偶者で健康保険に加入していない者（1名に限る）	次の①の提出及び②の原本提示により確認します。 ①「出勤証明書(別記2)」 ②「住民票（配偶者を確認できるもの）」 ※ 家族経営的な小規模法人においては、代表者の配偶者は常勤していても賃金の支払いが無いケースがあるため、代表者の配偶者に限って認めるもの。代表権を有する役員が複数いる場合にも、1申請者について1名しか認めません。
後期高齢者（雇用保険対象外の者（役員等））	次の①及び②の提示により確認します。 ①「後期高齢者医療被保険者証」の写し又は「住民票」の原本 ②「源泉徴収簿+出勤簿」、「賃金台帳+出勤簿」（審査基準日を含む前6ヶ月超（7ヵ月以上）分）、「住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用の原本+納税義務者用の写し）」のいずれか ※源泉徴収簿、賃金台帳及び出勤簿は、いずれも原本提示になります。
他業者から申請者への出向者で、出向元で社会保険等に参加している者（在籍出向者）	次の①及び②の提示により確認します。 ①「出向元との雇用関係を示す書類」の写し（通常の技術職員の確認書類に準じる） ②「出向契約の内容を記した書類（出向契約書、協定書等）」（出向者の氏名、出向期間等が明示されているものに限る）の原本 ※ 出向期間が6ヶ月超でない場合は技術職員として認められません。また、出向期間中、出向元の技術職員に計上することはできません。

別記2 出勤証明書の例

出勤証明書		
代表者と同居の親族で当営業所に勤務している者		
氏名	住所	生年月日
		年 月 日
<p>上記の者は、当営業所において下記のとおり、審査基準日（○年○月○日）を含み前6ヵ月を超えて従事していることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日（※証明日を記入）</p> <p>商号又は名称 _____ 代表者名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 採用年月日 _____ 年 月 日</p> <p>2 勤務時間 休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中は当営業所に勤務している。</p> <p>※ 営業所の休日等 …（ ）曜日、その他（ ）</p> <p>1日の勤務時間 … 午前 時 分 ~ 午後 時 分</p>		

イ 資格等要件の確認

技術職員名簿に記載のある者の内、国家資格等を有している者の資格者証（免状）等を提出。
※前年受審時と同一の資格を技術職員名簿に記載をした者については、提出不要です。ただし、監理技術者講習を修了した旨の確認資料等、有効期限があるものについては、省略することができません。

- 技術職員のうち国家資格を有する者にあつては資格者証(免状)又は合格証等の写し
- 監理技術者資格者証を有する者にあつては資格者証の写し(表、裏面とも)
- 登録基幹技能者講習修了証の写し(表、裏面とも)
- 指定学科卒業者にあつては卒業証明書の写し
- 登録解体工事講習受講者にあつては受講修了を確認できる書類の写し
- 能力評価実施機関が発行する「能力評価(レベル判定)結果通知書」の写し

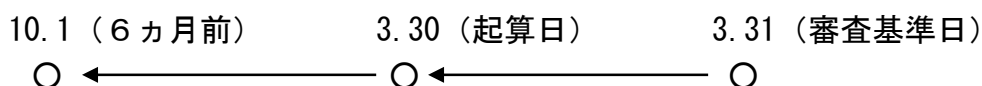
- ※1 国家資格の資格者証(免状)の写しの提出に代えて、監理技術者資格者証の写しを提出することができます。
- ※2 監理技術者資格者証については、審査基準日に当該会社に在籍し、かつ有効である資格者証を有している必要があります。
- ※3 建設業法施行規則の一部改正により、監理技術者講習の有効期間の取扱いが変更となり、講習を受講した年の翌年の開始日から起算して5年を経過しない者が評価対象になります(令和4年8月15日以降)。
- ※4 登録基幹技能者講習修了証は、記載されている実務経験を有する業種で申請があった場合のみ加点評価されません。
- ※5 資格証明書のうち、建設業法第27条第1項に規定する技術検定に合格したことを証明する書類は、原則として「合格証明書」により確認しますが、技術検定の合格発表後で合格証明書の受領までの間においては「合格通知書」の写しの提出・原本提示でも可とします。ただし、合格証明書を受領できる十分な期間(合格通知書の交付日より半年程度)が経過した後は、「合格証明書」により確認します。

(参考) 各審査基準日における6ヶ月を超える日

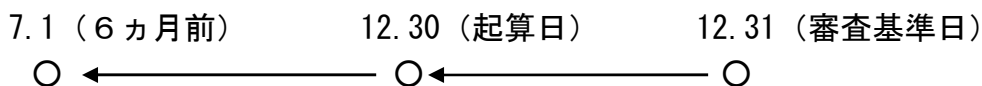
審査基準日(決算日)	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
3月31日	3月30日	前年10月1日	前年9月30日
4月30日	4月29日	前年10月30日	前年10月29日
5月31日	5月30日	前年12月1日	前年11月30日
6月30日	6月29日	前年12月30日	前年12月29日
7月31日	7月30日	1月31日	1月30日
8月31日	8月30日	3月1日	2月28日 ----- (うるう年)2月29日
9月30日	9月29日	3月30日	3月29日
10月31日	10月30日	5月1日	4月30日
11月30日	11月29日	5月30日	5月29日
12月31日	12月30日	7月1日	6月30日
1月31日	1月30日	前年7月31日	前年7月30日
2月28日	2月27日	前年8月28日	前年8月27日
(うるう年)2月29日	2月28日	前年8月29日	前年8月28日
4月1日	3月31日	前年10月1日	前年9月30日
10月1日	9月30日	3月31日	3月30日
6月15日	6月14日	前年12月15日	前年12月14日

事例

- ・ 3月末決算の場合(9月30日以前に採用していることが加点の条件)



- ・ 12月末決算の場合(6月30日以前に採用していることが加点の条件)



4 参考

(1) 総合評定値の算出方法

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 (X1) + 0.15 (X2) + 0.2 (Y) + 0.25 (Z) + 0.15 (W)$$

(小数点以下の端数がある場合は、これを四捨五入する。)

X 1 : 工事種類別年間平均完成工事高の評点

X 2 : 自己資本額及び平均利益額の評点

Y : 経営状況の評点

Z : 技術力の評点

W : その他の審査項目 (社会性等) の評点

【 経営事項審査の審査項目 】

項目区分	審査項目	評点幅	ウエイト	
経営規模	X 1	完成工事高 (業種別)	397 ~ 2,309	0.25
	X 2	自己資本額 利益額	454 ~ 2,280	0.15
経営状況	Y	純支払利息比率 負債回転期間 総資本売上総利益率 売上高経常利益率 自己資本対固定資産比率 自己資本比率 営業キャッシュ・フロー 利益剰余金	0 ~ 1,595	0.2
技術力	Z	技術職員数 (業種別) 元請完成工事高 (業種別)	456 ~ 2,441	0.25
その他の 審査項目 (社会性等)	W	建設工事の担い手の育成及び確保 に関する取組の状況 建設業の営業年数 防災協定締結の有無 法令遵守の状況 建設業の経理に関する状況 研究開発の状況 建設機械の保有状況 国又は国際標準化機構が定めた規 格による登録状況	▲1,995 ~ 2,109	0.15
総合評定値	P	$0.25 \times X1 + 0.15 \times X2 + 0.2 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$	▲18 ~ 2,165	-

※令和5年8月14日以降の日を審査基準日とするP点及びW点における最高点及び最低点は以下のとおり
(W点 : ▲1,837~2,073 / P点 : ▲6~2,159)

ア X 1（工事種別年間平均完成工事高）の評点

▼X 1の評点は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高（千円単位・端数は切り捨て）を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、建設業の種類毎に直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択することはできず、すべて同一の方法によらなければならない。

区分	工事種別年間平均完成工事高		X 1 評点算定式	
(1)	1, 000億円以上		2,309	
(2)	800億円以上	1, 000億円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$	
(3)	600億円以上	800億円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$	
(4)	500億円以上	600億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$	
(5)	400億円以上	500億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$	
(6)	300億円以上	400億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$	
(7)	250億円以上	300億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$	
(8)	200億円以上	250億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$	
(9)	150億円以上	200億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$	
(10)	120億円以上	150億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$	
(11)	100億円以上	120億円未満	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$	
(12)	80億円以上	100億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$	
(13)	60億円以上	80億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$	
(14)	50億円以上	60億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$	
(15)	40億円以上	50億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$	
(16)	30億円以上	40億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$	
(17)	25億円以上	30億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$	
(18)	20億円以上	25億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$	
(19)	15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$	
(20)	12億円以上	15億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$	
(21)	10億円以上	12億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$	
(22)	8億円以上	10億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$	
(23)	6億円以上	8億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$	
(24)	5億円以上	6億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$	
(25)	4億円以上	5億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$	
(26)	3億円以上	4億円未満	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$	
(27)	2億5, 000万円以上	3億円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$	
(28)	2億円以上	2億5, 000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$	
(29)	1億5, 000万円以上	2億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$	
(30)	1億2, 000万円以上	1億5, 000万円未満	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$	
(31)	1億円以上	1億2, 000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$	
(32)	8, 000万円以上	1億円未満	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$	
(33)	6, 000万円以上	8, 000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$	
(34)	5, 000万円以上	6, 000万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$	
(35)	4, 000万円以上	5, 000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$	
(36)	3, 000万円以上	4, 000万円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$	
(37)	2, 500万円以上	3, 000万円未満	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$	
(38)	2, 000万円以上	2, 500万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$	
(39)	1, 500万円以上	2, 000万円未満	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$	
(40)	1, 200万円以上	1, 500万円未満	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$	
(41)	1, 000万円以上	1, 200万円未満	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$	
(42)	1, 000万円未満		$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$	

※評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

イ X2（自己資本額及び平均利益額）の評点

▼X2の評点は、自己資本額の点数（X21）及び平均利益額の点数（X22）の合計点数を2で除した数値（小数点以下切り捨て）として求める。

（7） X21（自己資本額）

▼自己資本額の点数（X21）は、自己資本の額（＝純資産合計の額）又は平均自己資本額（2期平均）（千円単位・端数切り捨て）を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、自己資本の額が0円に満たない場合は0円とみなす。

区分	自己資本の額又は平均自己資本額		点 数	
(1)	3,000億円以上		2,114	
(2)	2,500億円以上	3,000億円未満	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$	
(3)	2,000億円以上	2,500億円未満	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$	
(4)	1,500億円以上	2,000億円未満	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$	
(5)	1,200億円以上	1,500億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$	
(6)	1,000億円以上	1,200億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$	
(7)	800億円以上	1,000億円未満	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$	
(8)	600億円以上	800億円未満	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$	
(9)	500億円以上	600億円未満	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$	
(10)	400億円以上	500億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$	
(11)	300億円以上	400億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$	
(12)	250億円以上	300億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$	
(13)	200億円以上	250億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$	
(14)	150億円以上	200億円未満	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$	
(15)	120億円以上	150億円未満	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$	
(16)	100億円以上	120億円未満	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$	
(17)	80億円以上	100億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$	
(18)	60億円以上	80億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$	
(19)	50億円以上	60億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$	
(20)	40億円以上	50億円未満	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$	
(21)	30億円以上	40億円未満	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$	
(22)	25億円以上	30億円未満	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$	
(23)	20億円以上	25億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$	
(24)	15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$	
(25)	12億円以上	15億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$	
(26)	10億円以上	12億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$	
(27)	8億円以上	10億円未満	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$	
(28)	6億円以上	8億円未満	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$	
(29)	5億円以上	6億円未満	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$	
(30)	4億円以上	5億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$	
(31)	3億円以上	4億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$	
(32)	2億5,000万円以上	3億円未満	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$	
(33)	2億円以上	2億5,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$	
(34)	1億5,000万円以上	2億円未満	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$	
(35)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$	
(36)	1億円以上	1億2,000万円未満	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$	
(37)	8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$	
(38)	6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$	
(39)	5,000万円以上	6,000万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$	
(40)	4,000万円以上	5,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$	
(41)	3,000万円以上	4,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$	
(42)	2,500万円以上	3,000万円未満	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$	
(43)	2,000万円以上	2,500万円未満	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$	
(44)	1,500万円以上	2,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$	
(45)	1,200万円以上	1,500万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$	
(46)	1,000万円以上	1,200万円未満	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$	
(47)	1,000万円未満		$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$	

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(4) X22 (平均利益額)

▼平均利益額の点数 (X22) は、利払前税引前償却前利益 (営業利益+減価償却実施額) の2年平均の額 (千円単位・端数切り捨て) を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、利払前税引前償却前利益の平均の額が0円に満たない場合は、0円とみなす。

区分	平均利益額		点数	
(1)	300億円以上		2,447	
(2)	250億円以上	300億円未満	134 × (平均利益額) ÷ 5,000,000 + 1,643	
(3)	200億円以上	250億円未満	151 × (平均利益額) ÷ 5,000,000 + 1,558	
(4)	150億円以上	200億円未満	175 × (平均利益額) ÷ 5,000,000 + 1,462	
(5)	120億円以上	150億円未満	123 × (平均利益額) ÷ 3,000,000 + 1,372	
(6)	100億円以上	120億円未満	93 × (平均利益額) ÷ 2,000,000 + 1,306	
(7)	80億円以上	100億円未満	104 × (平均利益額) ÷ 2,000,000 + 1,251	
(8)	60億円以上	80億円未満	122 × (平均利益額) ÷ 2,000,000 + 1,179	
(9)	50億円以上	60億円未満	70 × (平均利益額) ÷ 1,000,000 + 1,125	
(10)	40億円以上	50億円未満	79 × (平均利益額) ÷ 1,000,000 + 1,080	
(11)	30億円以上	40億円未満	92 × (平均利益額) ÷ 1,000,000 + 1,028	
(12)	25億円以上	30億円未満	54 × (平均利益額) ÷ 500,000 + 980	
(13)	20億円以上	25億円未満	60 × (平均利益額) ÷ 500,000 + 950	
(14)	15億円以上	20億円未満	70 × (平均利益額) ÷ 500,000 + 910	
(15)	12億円以上	15億円未満	48 × (平均利益額) ÷ 300,000 + 880	
(16)	10億円以上	12億円未満	37 × (平均利益額) ÷ 200,000 + 850	
(17)	8億円以上	10億円未満	42 × (平均利益額) ÷ 200,000 + 825	
(18)	6億円以上	8億円未満	48 × (平均利益額) ÷ 200,000 + 801	
(19)	5億円以上	6億円未満	28 × (平均利益額) ÷ 100,000 + 777	
(20)	4億円以上	5億円未満	32 × (平均利益額) ÷ 100,000 + 757	
(21)	3億円以上	4億円未満	37 × (平均利益額) ÷ 100,000 + 737	
(22)	2億5,000万円以上	3億円未満	21 × (平均利益額) ÷ 50,000 + 722	
(23)	2億円以上	2億5,000万円未満	24 × (平均利益額) ÷ 50,000 + 707	
(24)	1億5,000万円以上	2億円未満	27 × (平均利益額) ÷ 50,000 + 695	
(25)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	20 × (平均利益額) ÷ 30,000 + 676	
(26)	1億円以上	1億2,000万円未満	15 × (平均利益額) ÷ 20,000 + 666	
(27)	8,000万円以上	1億円未満	16 × (平均利益額) ÷ 20,000 + 661	
(28)	6,000万円以上	8,000万円未満	19 × (平均利益額) ÷ 20,000 + 649	
(29)	5,000万円以上	6,000万円未満	12 × (平均利益額) ÷ 10,000 + 634	
(30)	4,000万円以上	5,000万円未満	12 × (平均利益額) ÷ 10,000 + 634	
(31)	3,000万円以上	4,000万円未満	15 × (平均利益額) ÷ 10,000 + 622	
(32)	2,500万円以上	3,000万円未満	8 × (平均利益額) ÷ 5,000 + 619	
(33)	2,000万円以上	2,500万円未満	10 × (平均利益額) ÷ 5,000 + 609	
(34)	1,500万円以上	2,000万円未満	11 × (平均利益額) ÷ 5,000 + 605	
(35)	1,200万円以上	1,500万円未満	7 × (平均利益額) ÷ 3,000 + 603	
(36)	1,000万円以上	1,200万円未満	6 × (平均利益額) ÷ 2,000 + 595	
(37)	1,000万円未満		78 × (平均利益額) ÷ 10,000 + 547	

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

◆自己資本額及び平均利益額の評点算出式

$$X2 = \frac{(X21 + X22)}{2}$$

X21: 自己資本額の点数

X22: 平均利益額の点数

ウ Y（経営状況）の評点

▼Yの評点は、以下の経営状況分析の8指標の数値をもとに『経営状況点数（A）』の算式によって算出した点数を『経営状況の評点（Y）』の算式に当てはめて求める。

経営状況分析の8指標

属性	記号	経営状況分析の指標 〔（ ）内はY評点への寄与度〕	算 出 式	上限値	下限値
負債 抵抗力	X1	純支払利息比率 (29.9%)	(支払利息－受取利息配当金) / 売上高 × 100	5.1 %	-0.3 %
	X2	負債回転期間 (11.4%)	(流動負債＋固定負債) / (売上高 ÷ 12)	18.0 ヵ月	0.9 ヵ月
収益性 ・効率性	X3	総資本売上総利益率 (21.4%)	売上総利益 / ※総資本（2期平均） × 100	63.6 %	6.5 %
	X4	売上高経常利益率 (5.7%)	経常利益 / 売上高 × 100	5.1 %	-8.5 %
財務 健全性	X5	自己資本対固定資産比率 (6.8%)	自己資本 / 固定資産 × 100	350.0 %	-76.5 %
	X6	自己資本比率 (14.6%)	自己資本 / 総資本 × 100	68.5 %	-68.6 %
絶対的 力量	X7	営業キャッシュ・フロー (5.7%)	営業キャッシュ・フロー / 1億※（2年平均）	15.0 億円	-10.0 億円
	X8	利益剰余金 (4.4%)	利益剰余金 / 1億	100.0 億円	-3.0 億円

- 注) ・ X1及びX2については、数値が小さいほど評点に対してプラスの影響を及ぼす指標。
 ・ X3については、総資本を2期平均とし、さらにその平均の額が3,000万円未満の場合は3,000万円とみなして計算する。また、個人の場合は、売上総利益を完成工事総利益と読み替える。
 ・ X4について、個人の場合は、経常利益を事業主利益と読み替える。
 ・ X7については、営業キャッシュ・フローの額を1億で除した数値の2年平均とする。

【営業キャッシュ・フローの計算】

営業キャッシュ・フロー = 経常利益＋減価償却実施額－法人税、住民税及び事業税 ± 引当金（貸倒引当金）増減額 ± 売掛債権（受取手形＋完成工事未収入金）増減額 ± 仕入債務（支払手形＋工事未払金）増減額 ± 棚卸資産（未成工事支出金＋材料貯蔵品）増減額 ± 受入金（未成工事受入金）増減額

- ・ X8について、個人の場合は、利益剰余金を純資産合計と読み替える。
 ・ X1～X8の数値について、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{経営状況点数 (A)} = -0.4650 \times X1 - 0.0508 \times X2 + 0.0264 \times X3 + 0.0277 \times X4 + 0.0011 \times X5 + 0.0089 \times X6 + 0.0818 \times X7 + 0.0172 \times X8 + 0.1906$$

注) 点数に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{経営状況の評点 (Y)} = 167.3 \times A + 583 \text{ (最高点1595点, 最低点0点)}$$

注) 評点に小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。

エ Z（技術職員の数及び工事種類別年間平均元請完成工事高）の評点

▼Zの評点は、技術職員の数の点数（Z1）に5分の4を乗じたものと工事種類別年間平均元請完成工事高の点数（Z2）に5分の1を乗じたものの合計（小数点以下切り捨て）として求める。

(7) Z1（技術職員の数）

▼技術職員の数の点数（Z1）は、許可を受けた建設業の種類毎に「技術職員数値」を算出し、当該数値を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、1人の職員につき技術職員として申請できるのは、2業種まで。

区分	技術職員数値		点 数	
(1)	15,500以上		2,335	
(2)	11,930以上	15,500未満	62 × (技術職員数値) ÷ 3,570 + 2,065	
(3)	9,180以上	11,930未満	63 × (技術職員数値) ÷ 2,750 + 1,998	
(4)	7,060以上	9,180未満	62 × (技術職員数値) ÷ 2,120 + 1,939	
(5)	5,430以上	7,060未満	62 × (技術職員数値) ÷ 1,630 + 1,876	
(6)	4,180以上	5,430未満	63 × (技術職員数値) ÷ 1,250 + 1,808	
(7)	3,210以上	4,180未満	63 × (技術職員数値) ÷ 970 + 1,747	
(8)	2,470以上	3,210未満	62 × (技術職員数値) ÷ 740 + 1,686	
(9)	1,900以上	2,470未満	62 × (技術職員数値) ÷ 570 + 1,624	
(10)	1,460以上	1,900未満	63 × (技術職員数値) ÷ 440 + 1,558	
(11)	1,130以上	1,460未満	63 × (技術職員数値) ÷ 330 + 1,488	
(12)	870以上	1,130未満	62 × (技術職員数値) ÷ 260 + 1,434	
(13)	670以上	870未満	63 × (技術職員数値) ÷ 200 + 1,367	
(14)	510以上	670未満	62 × (技術職員数値) ÷ 160 + 1,318	
(15)	390以上	510未満	63 × (技術職員数値) ÷ 120 + 1,247	
(16)	300以上	390未満	62 × (技術職員数値) ÷ 90 + 1,183	
(17)	230以上	300未満	63 × (技術職員数値) ÷ 70 + 1,119	
(18)	180以上	230未満	62 × (技術職員数値) ÷ 50 + 1,040	
(19)	140以上	180未満	62 × (技術職員数値) ÷ 40 + 984	
(20)	110以上	140未満	63 × (技術職員数値) ÷ 30 + 907	
(21)	85以上	110未満	63 × (技術職員数値) ÷ 25 + 860	
(22)	65以上	85未満	62 × (技術職員数値) ÷ 20 + 810	
(23)	50以上	65未満	62 × (技術職員数値) ÷ 15 + 742	
(24)	40以上	50未満	63 × (技術職員数値) ÷ 10 + 633	
(25)	30以上	40未満	63 × (技術職員数値) ÷ 10 + 633	
(26)	20以上	30未満	62 × (技術職員数値) ÷ 10 + 636	
(27)	15以上	20未満	63 × (技術職員数値) ÷ 5 + 508	
(28)	10以上	15未満	62 × (技術職員数値) ÷ 5 + 511	
(29)	5以上	10未満	63 × (技術職員数値) ÷ 5 + 509	
(30)		5未満	62 × (技術職員数値) ÷ 5 + 510	

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

※ 技術職員数値 = 1級監理受講者(注1)数 × 6 + 1級技術者(注2)数 × 5
+ 基幹技能者数 × 3 + 2級技術者数 × 2 + その他技術者数 × 1

注1：1級国家資格者相当の技術者であって、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、審査基準日前に監理技術者講習を受講しており、かつ、審査基準日が講習を受講した年の翌年の開始日から5年以内に含まれているものに限る。

注2：注1以外の1級国家資格者相当の技術者

◆技術力の評点算出式

$$Z = 0.8 Z1 + 0.2 Z2$$

Z1：技術職員の数の点数

Z2：工事種類別年間平均元請完成工事高の点数

(イ) Z2（工事種別年間平均元請完成工事高）

▼工事種別年間平均元請完成工事高の点数（Z2）は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均元請完成工事高（千円単位・端数切り捨て）を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、直前2年平均又は直前3年平均の選択については、X1（完成工事高）の方法と同一でなければならない。

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高	Z2評点算定式
(1)	1,000億円以上	2,865
(2)	800億円以上 1,000億円未満	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
(3)	600億円以上 800億円未満	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
(4)	500億円以上 600億円未満	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
(5)	400億円以上 500億円未満	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
(6)	300億円以上 400億円未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
(7)	250億円以上 300億円未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
(8)	200億円以上 250億円未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
(9)	150億円以上 200億円未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
(10)	120億円以上 150億円未満	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
(11)	100億円以上 120億円未満	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
(12)	80億円以上 100億円未満	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
(13)	60億円以上 80億円未満	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
(14)	50億円以上 60億円未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
(15)	40億円以上 50億円未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
(16)	30億円以上 40億円未満	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
(17)	25億円以上 30億円未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
(18)	20億円以上 25億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
(19)	15億円以上 20億円未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
(20)	12億円以上 15億円未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
(21)	10億円以上 12億円未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
(22)	8億円以上 10億円未満	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
(23)	6億円以上 8億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
(24)	5億円以上 6億円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
(25)	4億円以上 5億円未満	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
(26)	3億円以上 4億円未満	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
(27)	2億5,000万円以上 3億円未満	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
(28)	2億円以上 2億5,000万円未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
(29)	1億5,000万円以上 2億円未満	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
(30)	1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
(31)	1億円以上 1億2,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
(32)	8,000万円以上 1億円未満	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
(33)	6,000万円以上 8,000万円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
(34)	5,000万円以上 6,000万円未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
(35)	4,000万円以上 5,000万円未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(36)	3,000万円以上 4,000万円未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
(37)	2,500万円以上 3,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
(38)	2,000万円以上 2,500万円未満	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
(39)	1,500万円以上 2,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
(40)	1,200万円以上 1,500万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
(41)	1,000万円以上 1,200万円未満	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
(42)	1,000万円未満	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

オ W（その他の審査項目（社会性等））の評点

▼Wの評点は、建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況（W1）、建設業の営業継続の状況年数（W2）、防災協定締結の有無（W3）、法令遵守の状況（W4）、建設業の経理に関する状況（W5）、研究開発の状況（W6）、建設機械の保有状況（W7）、国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況（W8）の点数の合計点数に10×190/200を乗じた数値として求める。なお、令和5年8月14日以降の日を審査基準日とする申請については、合計点数に10×175/200を乗じた数値として求める。

◆その他の審査項目（社会性等）の評点算出式

$$W = (W1 + W2 + W3 + W4 + W5 + W6 + W7 + W8) \times 10 \times 190 / 200$$

※令和5年8月14日以降の日を審査基準日とする申請については、

$$W = (W1 + W2 + W3 + W4 + W5 + W6 + W7 + W8) \times 10 \times 175 / 200$$

W1：建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

W7：建設機械の保有状況

W2：建設業の営業継続の状況

W8：国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況

W3：防災協定締結の有無の点数

W4：法令遵守の状況の点数

W5：建設業の経理の状況の点数

W6：研究開発の状況の点数

(7) W1（建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況）

$$W1 = W11 + W12 + W13 + W14 + W15$$

(1) 労働福祉の状況

$$W11 = \alpha 1 \times 15 - \alpha 2 \times 40$$

$\alpha 1$ = 加点項目④～⑥のうち該当する項目の数

$\alpha 2$ = 減点項目①～③のうち該当する項目の数

減点評価される項目

- ①雇用保険の未加入
- ②健康保険の未加入
- ③厚生年金保険の未加入

加点評価される項目

- ④建設業退職金共済制度への加入
- ⑤退職一時金制度又は企業年金制度の導入
- ⑥法定外労働災害補償制度への加入

(2) 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

▼若年技術職員の継続的な育成及び確保（W121）及び新規若年技術職員の育成及び確保（W122）の点数の合計として求める。

$$W12 = W121 + W122$$

W121（若年技術職員の継続的な育成及び確保）

▼審査基準日における状況について、以下の区分により加点する。

区分	若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	点数
(1)	満35歳未満の技術職員数が全技術職員数の15%以上である場合	1
(2)	満35歳未満の技術職員数が全技術職員数の15%未満である場合	0

W122（新規若年技術職員の育成及び確保）

▼審査基準日における状況について、以下の区分により加点する。

区分	新規若年技術職員の育成及び確保の状況	点数
(1)	審査対象事業年度内に新規に雇用された技術職員数（審査基準日時時点で満35歳未満の者）が、全技術職員数の1%以上である場合	1
(2)	審査対象事業年度内に新規に雇用された技術職員数（審査基準日時時点で満35歳未満の者）が、全技術職員数の1%未満である場合	0

(3) 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

▼W13について、以下の式により算出

$$\left[\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD 単位取得数}}{\text{技術者数}} \right] + \left[\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} \right]$$

Z 3 値に置き換え
Z 4 値に置き換え

上記算式から算出された値	評点
10	10
9 以上 10 未満	9
8 以上 9 未満	8
7 以上 8 未満	7
6 以上 7 未満	6
5 以上 6 未満	5
4 以上 5 未満	4
3 以上 4 未満	3
2 以上 3 未満	2
1 以上 2 未満	1
1 未満	0

CPD 単位取得数 / 技術者数	Z 3 値
30 以上	10
27 以上 30 未満	9
24 以上 27 未満	8
21 以上 24 未満	7
18 以上 21 未満	6
15 以上 18 未満	5
12 以上 15 未満	4
9 以上 12 未満	3
6 以上 9 未満	2
3 以上 6 未満	1
3 未満	0

技能レベル向上者 / (技能者数 - 控除対象者数)	Z 4 値
15% 以上	10
13.5% 以上 15% 未満	9
12% 以上 13.5% 未満	8
10.5% 以上 12% 未満	7
9% 以上 10.5% 未満	6
7.5% 以上 9% 未満	5
6% 以上 7.5% 未満	4
4.5% 以上 6% 未満	3
3% 以上 4.5% 未満	2
1.5% 以上 3% 未満	1
1.5% 未満	0

(4) ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

▼審査基準日における状況について、以下の区分により加点する。(W14)

認定の区分		点数
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし(第3段階)	4
	えるぼし(第2段階)	3
	えるぼし(第1段階)	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若年雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

※複数の認定を受けている場合は、最も点数の高いものを評価(最大5点) (例)「えるぼし(第3段階)」と「くるみん」を取得→4点

※いずれの認定も取得していない場合は、0点

(5) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

▼審査基準日における状況について、以下の区分により加点する。(W15)

区分	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	点数
(1)	審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合	15
(2)	審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合	10
(3)	審査対象工事がない場合や、必要な措置を全て実施していない場合	0

(イ) W2 (営業年数)

▼建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数を以下のテーブル表に当てはめて求める。
▼ただし、営業休止期間は営業年数から控除しなければならない。

区分	営業年数	点数
(1)	35年以上	60
(2)	34年	58
(3)	33年	56
(4)	32年	54
(5)	31年	52
(6)	30年	50
(7)	29年	48
(8)	28年	46
(9)	27年	44
(10)	26年	42
(11)	25年	40
(12)	24年	38
(13)	23年	36
(14)	22年	34
(15)	21年	32
(16)	20年	30

区分	営業年数	点数
(17)	19年	28
(18)	18年	26
(19)	17年	24
(20)	16年	22
(21)	15年	20
(22)	14年	18
(23)	13年	16
(24)	12年	14
(25)	11年	12
(26)	10年	10
(27)	9年	8
(28)	8年	6
(29)	7年	4
(30)	6年	2
(31)	5年以下	0

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

再生期間中 審査基準日現在再生中	点数
	-60

※再生期間終了後営業年数は0年からカウント

(ウ) W3 (防災協定締結の有無)

▼国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合に20点として求める。

防災協定締結の有無	点数
有	20
無	0

(エ) W4 (法令遵守の状況)

▼審査対象年に建設業法第28条の規定により指示され、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、以下のテーブル表に基づき求める。

法令遵守の状況	点数
無	0
指示をされた場合	-15
営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

(オ) W5 (建設業の経理の状況)

▼監査の受審状況 (W51) 及び公認会計士等数 (W52) の点数の合計として求める。

$$W5 = W51 + W52$$

W51 (監査の受審状況)

▼以下の区分のいずれかの場合に加点する。

監査の受審状況	点数
会計監査人の設置	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した 旨の書類の提出 (注)	2
無	0

(注) 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有するもの並びに登録経理試験1級合格者が署名・押印したものに限る。

W52 (公認会計士等数値)

▼次の算式により「公認会計士等数値」を算出し、以下のテーブル表に当てはめて求める。

$$\text{公認会計士等数値} = \text{公認会計士等の数 (登録経理試験1級合格者を含む)} \times 1 + \text{登録経理試験2級合格者の数} \times 0.4$$

年間平均完成工事高	項目 点数	公認会計士等数値					
		10	8	6	4	2	0
600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満	
150億円以上 600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満	
40億円以上 150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満	
10億円以上 40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満	
1億円以上 10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	-	-	0	
1億円未満	0.4以上	-	-	-	-	0	

(カ) W6 (研究開発の状況)

▼研究開発費の2年平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。

区分	平均研究開発費の額	点数
(1)	100億円以上	25
(2)	75億円以上100億円未満	24
(3)	50億円以上75億円未満	23
(4)	30億円以上50億円未満	22
(5)	20億円以上30億円未満	21
(6)	19億円以上20億円未満	20
(7)	18億円以上19億円未満	19
(8)	17億円以上18億円未満	18
(9)	16億円以上17億円未満	17
(10)	15億円以上16億円未満	16
(11)	14億円以上15億円未満	15
(12)	13億円以上14億円未満	14
(13)	12億円以上13億円未満	13
(14)	11億円以上12億円未満	12
(15)	10億円以上11億円未満	11
(16)	9億円以上10億円未満	10
(17)	8億円以上9億円未満	9
(18)	7億円以上8億円未満	8
(19)	6億円以上7億円未満	7
(20)	5億円以上6億円未満	6
(21)	4億円以上5億円未満	5
(22)	3億円以上4億円未満	4
(23)	2億円以上3億円未満	3
(24)	1億円以上2億円未満	2
(25)	5,000万円以上1億円未満	1
(26)	5,000万円未満	0

(キ) W7 (建設機械の保有状況)

▼建設機械の保有状況(W7)は、審査基準日において自ら所有している建設機械の合計台数を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼建設機械とは、以下の機械をいう。

- ①建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー及び締固め用機械(ロードローラー、タイヤローラー等)
- ②労働安全衛生法第13条に規定する「高所作業車」(作業床の高さが2メートル以上のもの)
同法施行令別表第7及び同法施行規則第151条の157に規定する「解体用機械」
- ③労働安全衛生法施行令第12条に規定する「移動式クレーン」(つり上げ荷重3トン以上のもの)
- ④土砂等を運搬する貨物自動車で、自動車検車証にダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ、のいずれかの記載がある「ダンプ車」

▼審査基準日から起算して1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合には、当該建設機械を合計台数に加算することができる。

区分	建設機械の所有及びリース台数	点数
(1)	15台以上	15
(2)	14台	15
(3)	13台	14
(4)	12台	14
(5)	11台	13
(6)	10台	13
(7)	9台	12
(8)	8台	12
(9)	7台	11
(10)	6台	10
(11)	5台	9
(12)	4台	8
(13)	3台	7
(14)	2台	6
(15)	1台	5
(16)	0台	0

(ク) W8 (国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況)

▼審査基準日において、一般財団法人持続性推進機構によってエコアクション21の認証を受けている場合や、財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第9001号(ISO9001)又は第14001号(ISO14001)の規格による登録を受けている場合に、以下のテーブル表に基づき求める。

▼認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合には、登録の状況は無とする。

区分	国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点数
(1)	エコアクション21の認証並びに第9001号及び14001号の登録	10
(2)	第9001号及び第14001号の登録	10
(3)	エコアクション21の認証及び第9001号の登録	8
(4)	エコアクション21の認証及び第14001号の登録	5
(5)	第9001号の登録	5
(6)	第14001号の登録	5
(7)	エコアクション21の認証	3
(8)	無	0

(2) コード表

ア 国土交通大臣・京都府知事コード表

コード	区分
00	国土交通大臣
26	京都府知事

イ 市区町村コード表

市区町村の名称	コード	所轄土木事務所
京都市 北区	26101	京都土木事務所
〃 上京区	26102	
〃 左京区	26103	
〃 中京区	26104	
〃 東山区	26105	
〃 下京区	26106	
〃 南区	26107	
〃 右京区	26108	
〃 伏見区	26109	
〃 山科区	26110	
〃 西京区(大枝、大原野以外)	26111	
京都市 西京区(大枝、大原野)	26199	乙訓土木事務所
向日市	26208	
長岡京市	26209	
乙訓郡 大山崎町	26303	
宇治市	26204	山城北土木事務所
城陽市	26207	
八幡市	26210	
京田辺市	26211	
久世郡 久御山町	26322	
綴喜郡 井手町	26343	
〃 宇治田原町	26344	
木津川市	26214	山城南土木事務所
相楽郡 笠置町	26364	
〃 和束町	26365	
〃 精華町	26366	
〃 南山城村	26367	
亀岡市	26206	南丹土木事務所
南丹市	26213	
船井郡 京丹波町	26407	
舞鶴市	26202	中丹東土木事務所
綾部市	26203	
福知山市	26201	中丹西土木事務所
宮津市	26205	丹後土木事務所
京丹後市	26212	
与謝郡 伊根町	26463	
〃 与謝野町	26465	

ウ 工事種類コード表

コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	150	板金工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	160	ガラス工事
020	建築一式工事	170	塗装工事
030	大工工事	180	防水工事
040	左官工事	190	内装仕上工事
050	とび・土工・コンクリート工事	200	機械器具設置工事
051	法面処理工事	210	熱絶縁工事
060	石工事	220	電気通信工事
070	屋根工事	230	造園工事
080	電気工事	240	さく井工事
090	管工事	250	建具工事
100	タイル・れんが・ブロック工事	260	水道施設工事
110	鋼構造物工事	270	消防施設工事
111	鋼橋上部工事	280	清掃施設工事
120	鉄筋工事	290	解体工事
130	ほ装工事		
140	しゅんせつ工事		

エ 業種コード表

コード	工事の種類	コード	工事の種類
01	土木一式工事	17	塗装工事
02	建築一式工事	18	防水工事
03	大工工事	19	内装仕上工事
04	左官工事	20	機械器具設置工事
05	とび・土工・コンクリート工事	21	熱絶縁工事
06	石工事	22	電気通信工事
07	屋根工事	23	造園工事
08	電気工事	24	さく井工事
09	管工事	25	建具工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	26	水道施設工事
11	鋼構造物工事	27	消防施設工事
12	鉄筋工事	28	清掃施設工事
13	ほ装工事	29	解体工事
14	しゅんせつ工事		
15	板金工事		
16	ガラス工事		

コード	資格区分	(必要な実務経験年数(※合格後))	建設業の種類																							
			土	建	大	石	電	管	タ	鋼	筋	鋪	し	板	方	塗	防	内	機	絶	通	井	具	水	清	解
183	工場板金(1級)														2											
283	工場板金(2級)	[※3]年													1											
184	板金・建築板金・板金工(1級)(注4)														2											
284	板金・建築板金・板金工(2級)(注4)	[※3]年													1											
185	板金・板金工・打出し板金(1級)														2											
285	板金・板金工・打出し板金(2級)	[※3]年													1											
186	かわらぶき・スレート施工(1級)														2											
286	かわらぶき・スレート施工(2級)	[※3]年													1											
187	ガラス施工(1級)														2											
287	ガラス施工(2級)	[※3]年													1											
188	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)														2											
288	塗装・木工塗装・木工塗装工(2級)	[※3]年													1											
189	建築塗装・建築塗装工(1級)														2											
289	建築塗装・建築塗装工(2級)	[※3]年													1											
190	金属塗装・金属塗装工(1級)														2											
290	金属塗装・金属塗装工(2級)	[※3]年													1											
191	噴霧塗装(1級)														2											
291	噴霧塗装(2級)	[※3]年													1											
167	路面標示施工														2											
192	量製作・量工(1級)														2											
292	量製作・量工(2級)	[※3]年													1											
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・塗装・器具・器具工(1級)														2											
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・塗装・器具・器具工(2級)	[※3]年													1											
194	熱絶縁施工(1級)														2											
294	熱絶縁施工(2級)	[※3]年													1											
195	建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)														2											
295	建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)	[※3]年													1											
196	造園(1級)														2											
296	造園(2級)	[※3]年													1											
197	防水施工(1級)														2											
297	防水施工(2級)	[※3]年													1											
198	さく井(1級)														2											
298	さく井(2級)	[※3]年													1											
061	地すべり防止工事	1年																								
040	基礎ぐい工事														2											
062	建築設備士	1年																								
063	計装	1年																								
060	解体工事																									2
064	基幹技能者																									登録基幹技能者講習を修了した基幹技能者を該当する業種2業種に限り3点ずつ配点
704	認定能力評価基準(レベル4技能者)																									認定能力評価基準ごとに以下※印のうち2業種に限り3点ずつ配点
703	認定能力評価基準(レベル3技能者)																									認定能力評価基準ごとに以下※印のうち2業種に限り2点ずつ配点
	電気工事技能者能力評価基準																									※
	橋梁技能者能力評価基準																									※
	造園技能者能力評価基準																									※
	コンクリート圧送技能者能力評価基準																									
	防水施工技能者能力評価基準																									※
	トンネル技能者能力評価基準																									※
	建設塗装技能者能力評価基準																									※
	左官技能者能力評価基準																									※
	機械土工技能者能力評価基準																									※
	海上起重技能者能力評価基準																									※
	P C技能者能力評価基準																									※
	鉄筋技能者能力評価基準																									※
	圧接技能者能力評価基準																									※
	型枠技能者能力評価基準																									※
	配管技能者能力評価基準																									※
	とび技能者能力評価基準																									※
	切断穿孔技能者能力評価基準																									※
	内装仕上げ技能者能力評価基準																									※
	サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準																									※
	エクステリア技能者能力評価基準																									※
	建築板金技能者能力評価基準																									※
	外壁仕上げ技能者能力評価基準																									※
	ダクト技能者能力評価基準																									※
	保温保冷技能者能力評価基準																									※
	グラウト技能者能力評価基準																									※
	冷凍空調技能者能力評価基準																									※
	運動施設技能者能力評価基準																									※
	基礎工技能者能力評価基準																									※
	タイル張り技能者能力評価基準																									※
	標識・路面標示技能者能力評価基準																									※
	消防施設技能者能力評価基準																									※
	建築大工技能者能力評価基準																									※
	硝子工事技能者能力評価基準																									※
	A L C技能者能力評価基準																									※
	土工技能者能力評価基準																									※
その他	099	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コード11～98に該当するものを除く)及び第3号該当																								2業種に限り1点ずつ配点

※1 平成27年度以前に合格した者は、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※2 解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※3 2級の技能検定については、以下の実務経験期間が必要

- ・平成16年4月1日以降に資格を取得した場合は、3年の実務経験が必要
- ・平成16年3月31日以前に資格を取得した場合は、1年の実務経験が必要

※4 5点(一級国家資格)+監理技術者資格者証+監理技術者講習修了=6点

カ 外国建設業者における技術職員資格区分コード表

コード	資格区分	コード	資格区分	コード	資格区分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業	402	建築工事業	502	建築工事業
303	大工工事業	403	大工工事業	503	大工工事業
304	左官工事業	404	左官工事業	504	左官工事業
305	とび・土工工事業	405	とび・土工工事業	505	とび・土工工事業
306	石工事業	406	石工事業	506	石工事業
307	屋根工事業	407	屋根工事業	507	屋根工事業
308	電気工事業	408	電気工事業	508	電気工事業
309	管工事業	409	管工事業	509	管工事業
310	タイル・れんが・ブロック工事業	410	タイル・れんが・ブロック工事業	510	タイル・れんが・ブロック工事業
311	鋼構造物工事業	411	鋼構造物工事業	511	鋼構造物工事業
312	鉄筋工事業	412	鉄筋工事業	512	鉄筋工事業
313	舗装工事業	413	舗装工事業	513	舗装工事業
314	しゆんせつ工事業	414	しゆんせつ工事業	514	しゆんせつ工事業
315	板金工事業	415	板金工事業	515	板金工事業
316	ガラス工事業	416	ガラス工事業	516	ガラス工事業
317	塗装工事業	417	塗装工事業	517	塗装工事業
318	防水工事業	418	防水工事業	518	防水工事業
319	内装仕上工事業	419	内装仕上工事業	519	内装仕上工事業
320	機械器具設置工事業	420	機械器具設置工事業	520	機械器具設置工事業
321	熱絶縁工事業	421	熱絶縁工事業	521	熱絶縁工事業
322	電気通信工事業	422	電気通信工事業	522	電気通信工事業
323	造園工事業	423	造園工事業	523	造園工事業
324	さく井工事業	424	さく井工事業	524	さく井工事業
325	建具工事業	425	建具工事業	525	建具工事業
326	水道施設工事業	426	水道施設工事業	526	水道施設工事業
327	消防施設工事業	427	消防施設工事業	527	消防施設工事業
328	清掃施設工事業	428	清掃施設工事業	528	清掃施設工事業
329	解体工事業	429	解体工事業	529	解体工事業

601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
-----	---

備考

- 1級技術者… 建設業法（以下「法」という。）第15条第2号イに該当する者
- 2級技術者… 法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて1級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者
- その他の技術者… 法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び2級技術者以外の者
- 登録基幹技能者講習を修了した者… 施行規則第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を終了した者で1級技術者以外の者

(3) その他様式

ア 経営状況分析結果通知書

様式第二十五号の十（第十九条の五関係）

(用紙A4)
10006

経営状況分析結果通知書

令和 年 月 日

登録経営状況分析機関
登録番号
登録年月日 令和 年 月 日

殿 登録経営状況分析機関代表者 印

経営状況分析の結果を通知します。
この経営状況分析結果通知書の記載事項は、事実と相違ありません。

注) 「処理の区分」の欄は、建設業法施行規則別記様式第25号の8の記載要領の別表(2)の分類に従い、経営状況分析を行った処理の区分を表示してあります。

許 可 番 号 一 号
審 査 基 準 日 令 和 年 月 日
電 話 番 号 一 一
処 理 の 区 分

項 番
7 1 0 1 資 本 金 ⁵ ₁₀ (千円)

7 1 0 1 売 上 高 に 占 め る
完 成 工 事 高 の 割 合 ⁵ %

7 1 0 2 単 独 決 算 又 は 別
連 結 決 算 の 別 ⁵ [1. 単独決算、2. 連結決算]

経営状況分析

7 1 0 3 純 支 払 利 息 比 率	⁵ ₁₀	自 己 資 本 対 固 定 資 産 比 率	¹³ ₁₅ ₂₀
7 1 0 4 負 債 回 転 期 間	⁵ ₁₀	自 己 資 本 比 率	¹³ ₁₅ ₂₀
7 1 0 5 総 資 本 売 上 総 利 益 率	⁵ ₁₀	営 業 キャ ッ シ ュ フ ロ ー	¹³ ₁₅ ₂₀
7 1 0 6 売 上 高 経 常 利 益 率	⁵ ₁₀	利 益 剰 余 金	¹³ ₁₅ ₂₀
経 営 状 況 点 数 (A) =	⁵ ₅		
7 1 0 7 経 営 状 況 分 析 結 果 (Y) =	⁵ ₅		

7 1 0 8 固 定 資 産	⁵ ₁₀ ₁₅	売 上 高	¹⁷ ₂₀ ₂₅
7 1 0 9 流 動 負 債	⁵ ₁₀ ₁₅	売 上 総 利 益	¹⁷ ₂₀ ₂₅
7 1 1 0 固 定 負 債	⁵ ₁₀ ₁₅	受 取 利 息 配 当 金	¹⁷ ₂₀ ₂₅
7 1 1 1 利 益 剰 余 金	⁵ ₁₀ ₁₅	支 払 利 息	¹⁷ ₂₀ ₂₅
7 1 1 2 自 己 資 本	⁵ ₁₀ ₁₅	経 常 (事 業 主) 利 益	¹⁷ ₂₀ ₂₅
7 1 1 3 総 資 本 (当 期)	⁵ ₁₀ ₁₅	営 業 キャ ッ シ ュ フ ロ ー (当 期)	¹⁷ ₂₀ ₂₅
7 1 1 4 総 資 本 (前 期)	⁵ ₁₀ ₁₅	営 業 キャ ッ シ ュ フ ロ ー (前 期)	¹⁷ ₂₀ ₂₅
参 考 値 営 業 利 益 (当 期)		営 業 利 益 (前 期)	
減 価 償 却 実 施 額 (当 期)		減 価 償 却 実 施 額 (前 期)	

(4) 申請書提出先（問い合わせ先）

提出先	所在地	所管区域
京都土木事務所 企画・総務契約課 建設業係	〒606-0821 京都市左京区賀茂今井町10-4 TEL 075(701)0169	京都市（京都市西京区大枝、大原野を除く）
乙訓土木事務所 企画・総務契約課	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 TEL 075(931)2156	向日市、長岡京市、大山崎町、京都市西京区（大枝、大原野）
山城北土木事務所 総務契約課	〒610-0331 京田辺市田辺明田1 TEL 0774(62)0047	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南土木事務所 企画・総務契約課	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 TEL 0774(72)1152	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹土木事務所 総務契約課	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 TEL 0771(62)1527	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹東土木事務所 総務契約課	〒623-0012 綾部市川糸町丁畠10-2 TEL 0773(42)1020	舞鶴市、綾部市
中丹西土木事務所 企画・総務契約課	〒620-0055 福知山市篠尾新町1-91 TEL 0773(22)5115	福知山市
丹後土木事務所 総務契約課	〒626-0044 宮津市字吉原2586-2 TEL 0772(22)3244	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町